

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用電源設備又は非常用電源設備等	通信回線
遠隔連絡設備 (発電所内)	機内通信設備	双電池	—
	送受設備（トランスパ） 【警報伝送を含む。】	パーソナルコンピュータ	
	移動無線設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	移動無線設備（車載型）	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	移動無線設備（携帯型）	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
遠隔連絡設備 (発電所外)	送受設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	—
	FIS 端末	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	FIS	非常用デジタル無線機	
	衛星電話設備	衛星電話設備（携帯型） 衛星電話設備（携帯型）	
	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話（本体内部）	
安全・保守 監視システム (GPS)	データ収集設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	—
	安全・保守監視システム (GPS)	GPS 伝送設備	
	GPS 受信設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	GPS 送信設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	GPS 受信設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
遠隔連絡設備 (発電所外)	テレビ会議システム (有線系、無線系)	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	有線系回線、 無線系回線、 専用の電力保安 通信回線
	統合電力防炎ネットワーク を用いた遠隔連絡設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	IP電話 (有線系、無線系)	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	IP-FAX (有線系、無線系)	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	加入電話機	遠隔事業者回線からの給電	
	加入 FAK	遠隔事業者回線からの給電、 非常用デジタル無線機	
	電力保安通信用無線設備	非常用デジタル無線機、 通常用無線設備（蓄電池）	
	社内テレビ会議システム	非常用デジタル無線機	
	社内テレビ会議システム	非常用デジタル無線機	
	専用電話設備 (電力保安通信用ネットワーク) 用いた遠隔連絡設備	非常用デジタル無線機	
データ伝送設備	GPS 伝送設備		

第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常用電源設備 又は非常用電源設備等	通信回線	
遠隔連絡設備 (発電所内)	遠隔指令設備（警報伝送を含む。）	非常用電源設備 蓄電池用設備（蓄電池）	—	
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）		非常用電源設備 無停電電源
		無線連絡設備（携帯型）		充電式電池又は蓄電池
	機内無線設備	双電池		
	移動無線設備	移動無線設備（固定型）		非常用電源設備 通信機用電源（蓄電池）
移動無線設備（車載型）		車載電源		
通信連絡設備 (発電所外)	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） 保安電話（携帯） 保安電話 (FAX)	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信回線)	
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	非常用電源設備 充電式電池（機器内蔵）	
		衛星電話設備（携帯型）	充電式電池	
	電力保安通信用電話設備	衛星保安電話	非常用電源設備 通信機用電源（蓄電池）	衛星系回線 (専用の通信事業者回線)
		専用電話	非常用電源設備 通信機用電源（蓄電池）	有線系回線 (専用の通信事業者回線)
社内テレビ会議システム	テレビ会議システム	非常用電源設備 無停電電源	有線系回線 (専用の通信事業者回線) 無線系回線 (専用の電力保安通信回線)	
	統合電力防炎ネットワークを用いた遠隔連絡設備	IP電話 IP-FAX	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者が提供する特定用途専用の統合電力防炎ネットワーク)	
加入電話設備 <sup>(注1)</sup>	加入電話機	通信事業者回線からの給電	有線系回線 (通信事業者回線)	
	加入 FAK	通信事業者回線からの給電、 非常用電源設備 無停電電源	有線系回線 (通信事業者回線)	
専用電話 <sup>(注1)</sup>		充電式電池	無線系回線 (通信事業者回線)	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）	非常用電源設備 無停電電源	有線系回線 (専用の通信事業者回線)	
	専用電話設備 (FAX)	非常用電源設備 無停電電源	有線系回線 (専用の通信事業者回線)	
衛星電話設備	衛星電話設備 (FAX)	非常用電源設備 無停電電源	衛星系回線 (通信事業者回線)	
データ表示端末 (GPS伝送)	データ表示端末	非常用電源設備 充電式電池（機器内蔵）	—	
	データ収集計算機		有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信回線) 衛星系回線、衛星系回線 (専用の通信事業者回線)	
データ伝送設備 (GPS伝送)		非常用電源設備 無停電電源	有線系回線、衛星系回線 (専用の通信事業者回線)	

(注1)：災害時優先回線を含む。

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）  
 【女川】設備構成の相違、電源構成の相違、  
 通信回線の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順  
 （発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

注	機能要求を想定する設計基準等事故対応設備	対応手段	対応設備	整備方針	整備する手順	手順の分類
-	発電所内の通信連絡	a	衛星電話（固定） <sup>※2</sup>	a	通信連絡に関する手順	SA相違 <sup>※1</sup>
			衛星電話（携帯）			
			トランシーバー			
			携帯型通信装置			
			安全プラトーマネージャシステム（SPDS） <sup>※3</sup>			
			SPDS表示装置 <sup>※4</sup>			
			インターフォン			
			無線通信装置			
			運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）			
			運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）			
-	社外機関設備からの転送の確保	a	空冷式非常用発電装置 <sup>※5</sup>	a	空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順	S A相違 <sup>※1</sup>
			燃料油貯蔵タンク <sup>※6</sup>		燃料補給の手順	
			重油タンク <sup>※6</sup>			
			タンクローリー <sup>※6</sup>			
			電源車（緊急時対策用） <sup>※6</sup>			

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所定」  
 ※2：「衛星電話設備等」より引用する。  
 ※3：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。  
 ※4：空冷式非常用発電装置、電源車（緊急時対策用）の燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電源車（緊急時対策用）の燃料補給の手順は「1.18 緊急時対策用の居住性等に関する手順等」にて整備する。  
 ※5：電源車（緊急時対策用）から給電する手順は「1.18 緊急時対策用の居住性等に関する手順等」にて整備する。  
 ※6：重大事故等発生時において用いる設備の分類  
 a：当該条文中に該当する重大事故等対応設備 b：27条に適合する重大事故等対応設備 c：なお対応として整備する重大事故等対応設備

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3/4号炉の表は、技術的能力1.19 まとめ資料に記載の表と同一の表を62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）						
区分	機組内外を想定する 防災基準等に対する設備	対応 手段	対応設備	設備の 区分	整備する手順書	手順の分類
-	機組内外 （社内外）の通信連絡	-	通信電話（固定） <sup>a)</sup>	a)	通信連絡に関する手順	SA所達 <sup>b)</sup>
			通信電話（携帯）			
			通信電話（可搬） <sup>a)</sup>			
			統合相手方防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>a)</sup> （TV会議システム、IP電話及びI-P-FAX）			
			安全パラメータ表示システム（SPDS） <sup>a)</sup>			
			安全パラメータ伝送システム <sup>a)</sup>			
			緊急時衛星通報システム <sup>a)</sup>			
			加入電話			
			加入ファクシミリ			
			携帯電話			
電力保安通信用電話設備 【保安電話（固定）、保安電話（携帯） 及び衛星携帯電話 社内TV会議システム 無線通話装置	b)	通信連絡に関する手順	SA所達 <sup>b)</sup>			
空冷式非常用発電装置 <sup>a)</sup>						
燃料油的タンク <sup>a)</sup>						
重油タンク <sup>a)</sup>						
タンクローラー <sup>a)</sup>						
電原車（緊急時対策用） <sup>a)</sup>						
空冷式非常用発電装置による電原の復旧手順				中心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書		
空冷式非常用発電装置燃料補給の手順				SA所達 <sup>b)</sup>		
緊急時対策用の安全性確保のための手順				SA所達 <sup>b)</sup>		

【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大阪3/4号炉の表は、技術的能力1.19 まとめ資料に記載の表と同一の表を62条まとめ資料としても記載しているもの。設置許可添付人には記載しない表のため、女川同様削除する。

①1：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉稼働の保全のための活動に関する手順」  
 ①2：「フェーズド発電機停止手順」  
 ①3：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電原の確保に関する手順書」にて整備する。  
 ①4：空冷式非常用発電装置、電原車（緊急時対策用）の燃料補給に使用する。空冷式非常用発電装置の燃料補給の手順は「1.14 電原の確保に関する手順書」、電原車（緊急時対策用）の燃料補給する手順は「1.15 緊急時対策用の安全性等に関する手順書」にて整備する。  
 ①5：電原車（緊急時対策用）から給電する手順は「1.15 緊急時対策用の安全性等に関する手順書」にて整備する。  
 ①6：重大事故等対策において用いる設備の名称  
 a：当該条文中に適合する重大事故等対策設備 b：27条に適合する重大事故等対策設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対策設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.19-1 通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(1) 無線連絡設備                      無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>(1) 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所</p> <p>・通信連絡設備                      設備名 衛星電話（固定）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(2) 衛星電話設備                      衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>(2) 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 緊急時衛星通報システム                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>第10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 無線連絡設備                      無線連絡設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・中央制御室（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 無線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話設備                      衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・中央制御室（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>第10.12.2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 無線連絡設備                      無線連絡設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 無線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話設備                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. 衛星電話設備（固定型）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>b. 衛星電話設備（FAX）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設計の相違2-2④記載の通り。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を中央制御室と兼用しない。（大飯3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を中央制御室と兼用しない。（大飯3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯】【女川】設計の相違2-2⑥記載の通り。</p> <p>【大飯】設計の相違2-2⑮記載の通り。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため並べ替え</p> <p>(4) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 安全パラメータ表示システム（SPDS）                      使用回線 有線系回線、無線系回線                      個数 一式</p> <p>(6) SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 SPDS表示装置                      個数 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p>	<p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. データ収集装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>b. SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>c. SPDS 表示装置                      個数 一式</p>	<p>(3) データ伝送設備（発電所内）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. データ収集計算機                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>b. データ表示端末                      個数 一式</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。</p> <p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため並べ替え</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>通信連絡設備</li> </ul> <p>設備名 TV会議システム                      使用回線 有線系回線、衛星系回線                      個数 一式</p> <p>設備名 IP電話                      使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>設備名 IP電話                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX                      使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p>	<p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. テレビ会議システム                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p> <p>b. IP電話                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p> <p>c. IP-FAX                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. テレビ会議システム                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p> <p>b. IP電話                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p> <p>c. IP-FAX                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3/4号炉は、有線系と衛星系を別記載している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）大飯3/4号炉は、有線系と衛星系を別記載している。</p>
<p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時）</li> </ul>			
<p>比較のため並べ替え</p> <p>(5) 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>通信連絡設備</li> </ul> <p>設備名 安全パラメータ伝送システム                      使用回線 有線系回線、衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>(5) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>(5) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. データ収集計算機                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>b. ERSS伝送サーバ                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑩記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(5) データ伝送設備（6号及び7号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時）</p> <p>比較のため並べ替え</p> <p>(5) インターフォン（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 インターフォン                      使用回線 有線系回線                      個数 一式</p>		<p>(6) テレビ会議システム（指揮所・待機所間）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>(7) インターフォン                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p>	<p>【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載の通り。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）通信連絡設備の重大事故等時は本文の説明であり兼用とならない。</p> <p>【大飯】可搬型とし、使用回線を無線に限定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.19-2 通信連絡設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>比較のため並べ替え</p> <p>(4) 携行型通話装置（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 携行型通話装置                      使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>(3) トランシーバー（3号及び4号炉共用）</p> <p>設備名 トランシーバー                      使用回線 無線系回線                      個数 一式</p>	<p>第10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備                      無線連絡設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線                      個数 一式</p>	<p>第10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備                      無線連絡設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線                      個数 一式</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】緊急時対策所と緊急時対策所待機場所間での通信設備として準備していることから、緊急時対策所と兼用している。泊発電所3号炉では、携行型通話装置は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内にて使用することとしており、大阪の緊急時対策所にある携行型通話装置は、泊発電所3号炉ではテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンがその役割及び機能を持つ。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(3) 無線連絡設備                      無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p>			
<p>比較のため並べ替え</p> <p>(1) 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 衛星電話（固定）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備                      設備名 衛星電話（可搬）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>(3) 衛星電話設備                      衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>(3) 衛星電話設備                      衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>	<p>【大阪】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪】設計方針の相違 2-2⑨記載のとおり。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>(4) <b>衛星電話設備</b>                      衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul>			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

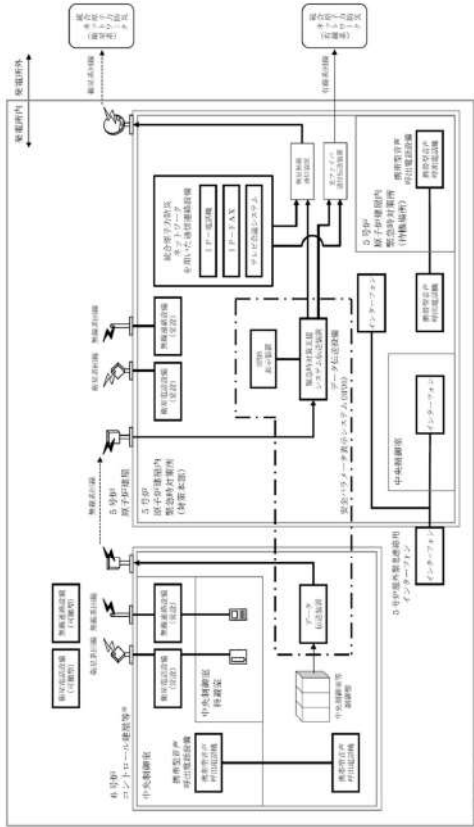
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

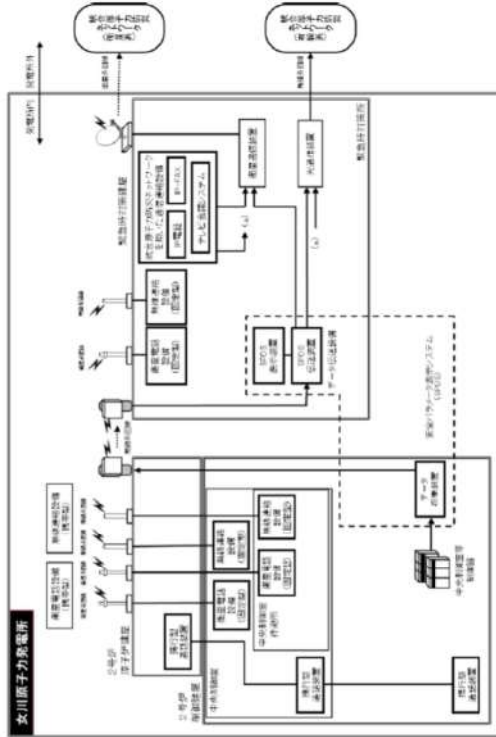
泊発電所3号炉

相違理由

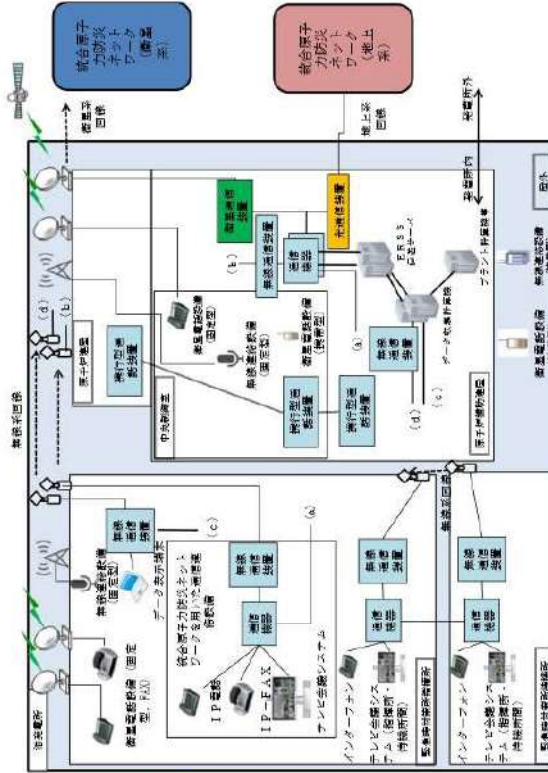
【柏崎刈羽6/7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】



第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図



第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図



第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図

【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)  
 【女川】設備構成及び設備名称の相違  
 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">＜添付資料 目次＞</p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(6) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">＜添付資料 目次＞</p> <p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>2.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.1.1 設備概要</p> <p>2.19.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(6) テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</p> <p>(7) インターフォン</p> <p>(8) データ伝送設備（発電所内）</p> <p>2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>・2-2②記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>3.19.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(2) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>3.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43</p>	<p>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.1.4.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.2.1 設備概要</p> <p>2.19.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(2) 衛星電話設備（FAX）</p> <p>(3) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43</p>	<p>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.1.4.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.2.1 設備概要</p> <p>2.19.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(2) 衛星電話設備（FAX）</p> <p>(3) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外）</p> <p>2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43</p>	<p>相違理由</p> <p>・2-2⑤記載のとおり。</p> <p>・条文内の記載整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉                      条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>泊発電所3号炉                      条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>2.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>（通信連絡を行うために必要な設備）</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a）通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項 a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>（通信連絡を行うために必要な設備）</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a）通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項 a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  大飯には添付資料なし。</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【<b>女川</b>】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違 2-3①のとおり                  【<b>女川</b>】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【<b>女川</b>】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】                      充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は<b>5号炉原子炉建屋</b>内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>5号炉原子炉建屋</b>内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】                      ・<b>5号炉原子炉建屋</b>内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（3.18 <b>緊急時対策所</b>【61条】）</p> <p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】  <b>5号炉原子炉建屋</b>内緊急時対策所用可搬型電源設備は「3.18 <b>緊急時対策所</b>」に記載する。</p>	<p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）                      （データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置）</li> <li>・常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）（3.14 電源設備【57条】）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（電源車）（3.14 電源設備【57条】）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））（3.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>充電式電池を用いるものについては、他の端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ収集計算機は、非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・データ伝送設備（発電所内）                      （データ収集計算機及びデータ表示端末）</li> <li>・インターフォン</li> <li>・テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</li> <li>・常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）（2.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（緊急時対策所用発電機）は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【<b>柏崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり                      【女川】記載方針の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】                      統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、原子炉補助建屋内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備（発電所外）を構成するデータ収集計算機は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所指揮所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2①記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。泊3号炉では、発電所外のみ使用する衛星電話設備（FAX）を設置することによる記載の差異。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2①記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>（6号及び7号炉共用）（3.18 緊急時対策所【61条】）</p> <p>【<b>拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</b>は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）</li> <li>衛星電話設備（携帯型）</li> <li>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>データ伝送設備</li> <li>常設代替交流電源設備（<b>ガスタービン発電機</b>）（3.14 電源設備【57条】）</li> <li>可搬型代替交流電源設備（<b>電源車</b>）（3.14 電源設備【57条】）</li> <li>緊急時対策所用代替交流電源設備（<b>電源車（緊急時対策所用）</b>）（3.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（<b>ガスタービン発電機</b>）については「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（<b>電源車</b>）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（<b>電源車（緊急時対策所用）</b>）は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である<b>非常用交流電源設備</b>を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>a. <b>送受話器（ページング）（警報装置を含む。）</b>、電力保安通信用電話設備、移動無線設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として、<b>送受話器（ページング）（警報装置を含む。）</b>及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から<b>緊急時対策所</b>へモニタリング作業の連絡を行うことができる通信連絡設備として、移動無線設備を設ける。</p> <p>b. <b>局線加入電話設備</b>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話設備（固定型）</li> <li>衛星電話設備（FAX）</li> <li>衛星電話設備（携帯型）</li> <li>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>データ伝送設備（<b>発電所外</b>）</li> <li>常設代替交流電源設備（<b>代替非常用発電機</b>）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>可搬型代替交流電源設備（<b>可搬型代替電源車</b>）（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>緊急時対策所用代替交流電源設備（<b>緊急時対策所用発電機</b>）（2.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>常設代替交流電源設備（<b>代替非常用発電機</b>）については「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（<b>可搬型代替電源車</b>）については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（<b>緊急時対策所用発電機</b>）は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である<b>非常用電源設備</b>を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>a. <b>運転指令設備（警報装置を含む。）</b>、電力保安通信用電話設備、移動無線設備</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として、<b>運転指令設備（警報装置を含む。）</b>及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から<b>緊急時対策所指揮所</b>へモニタリング作業の連絡を行うことができる通信連絡設備として、移動無線設備を設ける。</p> <p>b. <b>加入電話設備</b>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議</p>	<p>【<b>女川</b>】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【<b>拍崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【<b>拍崎</b>】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

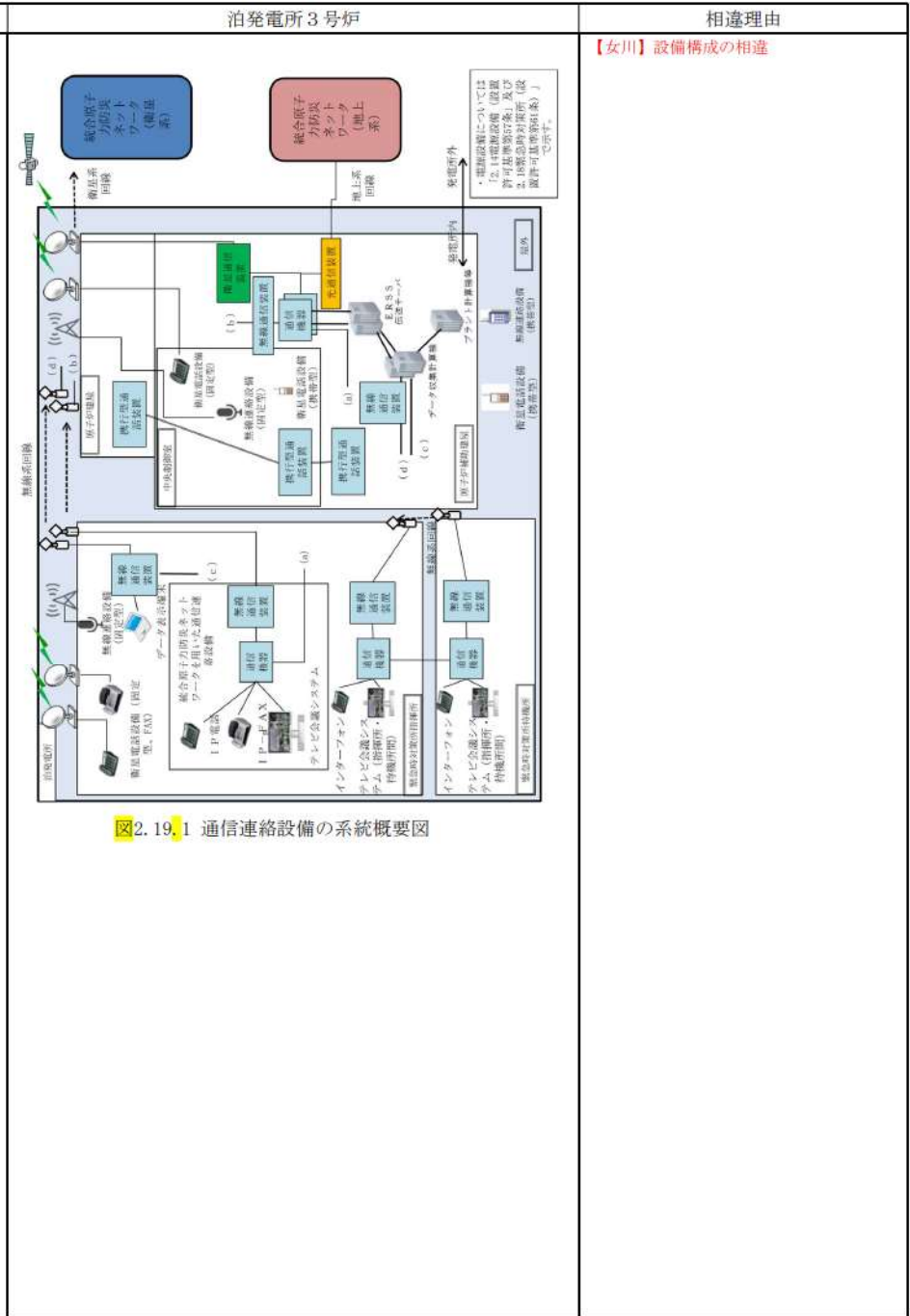
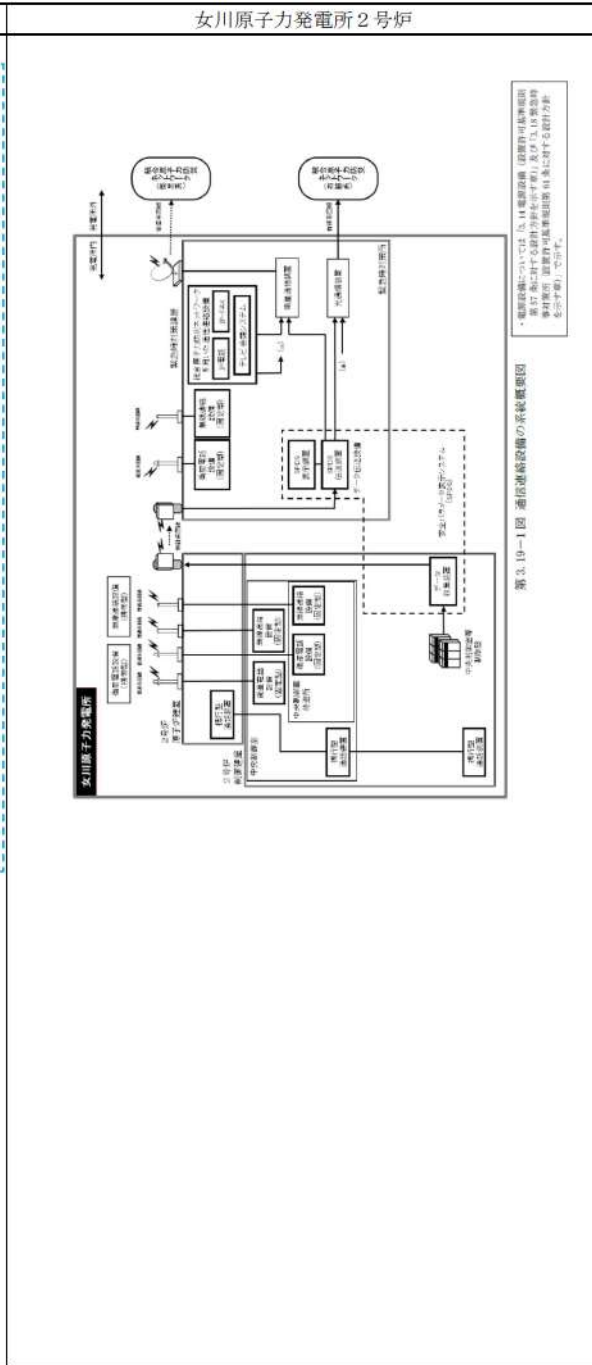
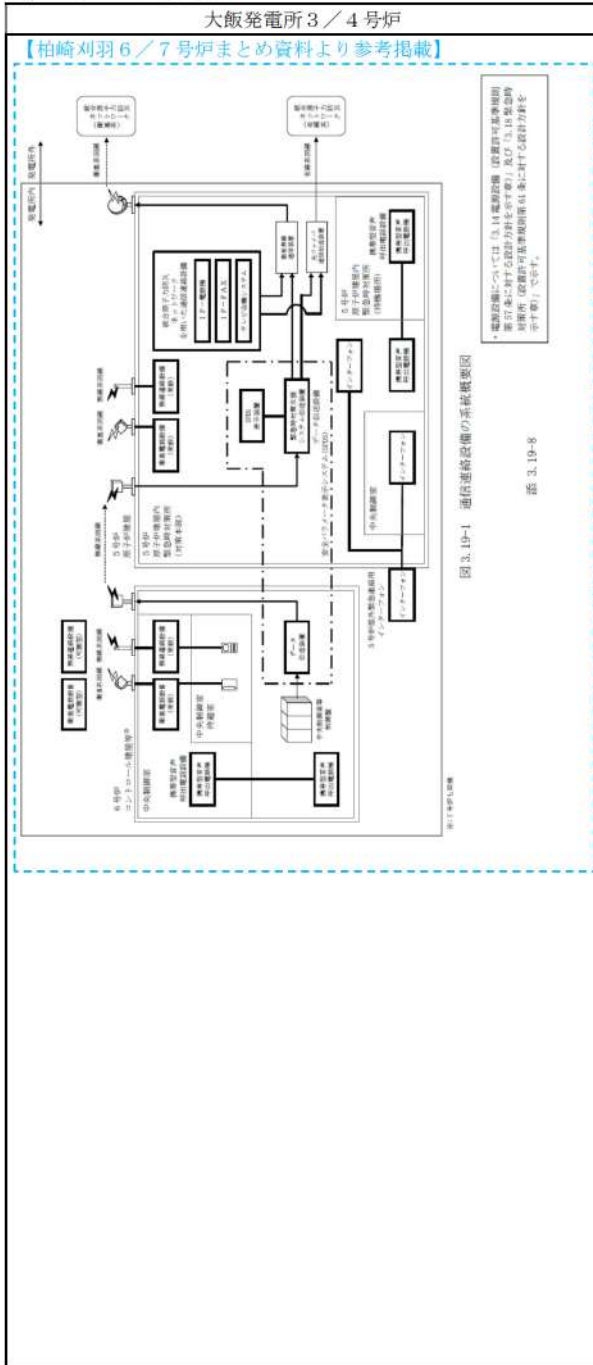
第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>会議システム、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>発電所外の本店，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として，局線加入電話設備，電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム及び専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を設ける。</p>	<p>システム，専用電話設備，携帯電話</p> <p>発電所外の本店，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として，加入電話設備，電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，携帯電話及び専用電話設備を設ける。</p>	<p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑤記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へデータを伝送することを目的として設置するものである。</p>	<p>3.19.2 重大事故等対処設備                      3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備                      3.19.2.1.1 設備概要                      通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。                      通信連絡設備（発電所内）は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第3.19-1 図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を第3.19-1 表に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.2 重大事故等対処設備                      2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備                      2.19.2.1.1 設備概要                      通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。                      通信連絡設備（発電所内）は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、データ収集計算機及びデータ表示端末により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を図2.19.1、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を表2.19.1に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及びデータ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	
【 <a href="#">柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a> 】	
表 3.19-1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）	
設備区分	設備名
主要設備	①携帯型音声呼出電話設備【可搬】 ②無線連絡設備（常設）【常設】 ③無線連絡設備（可搬型）【可搬】 ④衛星電話設備（常設）【常設】 ⑤衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】 ⑦5号炉屋外緊急連絡用インターフォン【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥⑦
注水先	—
電源設備※1	常設代替交流電源設備②④⑥ 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備②④⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】 5号伊原子伊屋屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】②～⑦ 可搬ケーブル【可搬】②～⑦ 負荷変圧器【常設】②～⑦ 交流分電盤【常設】②～⑦ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】②～⑦ タンクローリ（4kL）【可搬】②～⑦
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。  
 電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、[5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備](#)、可搬ケーブル、負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

女川原子力発電所2号炉	
第3.19-1 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）	
設備区分	設備名
主要設備	①携帯型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥
注水先	—
電源設備※1	常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電池直流電源設備②～⑥ 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備②～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替所内電気設備②～⑥ ガスタービン発電機接続【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】②～⑥
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。  
 電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、[所内常設蓄電池直流電源設備](#)及び代替所内電気設備については「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線J系については、「3.18緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。

泊発電所3号炉	
表2.19.1 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）	
設備区分	設備名
主要設備	①携帯型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】（中央制御室） ③無線連絡設備（固定型）【常設】（緊急時対策所指揮所） ④無線連絡設備（可搬型）【可搬】 ⑤衛星電話設備（固定型）【常設】（中央制御室） ⑥衛星電話設備（固定型）【常設】（緊急時対策所指揮所） ⑦衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ⑧テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑨インターフォン【常設】 ⑩データ伝送設備（発電所内）【常設】
附属設備	—
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—
流路（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】②、③ 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】⑤、⑥ 無線通信装置【常設】⑧～⑩ 有線（建屋内）【常設】①～③、④、⑤、⑥～⑩
注水先	—
電源設備※1	・乾電池①、④ ・充電池⑤、⑦ ・常用代替非常用交流電源設備②、③、⑤、⑥、⑧ 代替交流電源設備【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 ・緊急時対策所用交流電源設備③、④、⑥～⑩ 緊急時対策所用発電機【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 ・可搬型代替交流電源設備②、③、⑤、⑧ 可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 ・無停電電源②、③、⑤、⑥、⑧～⑩
計装設備	—

※1：単線結線図を補足説明資料62-4に示す。  
 電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備については「2.14電源設備【57条】」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備については、「2.18緊急時対策所【61条】」で示す。

相違理由

【女川】電源及び設備構成の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】記載方針の相違  
 記載箇所の相違  
 【女川】電源構成の相違  
 ・緊急時対策所の電源構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(3) 無線連絡設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>設備名：無線連絡設備（常設）</li> <li>使用回線：無線系回線</li> <li>個数：1 式</li> <li>取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階（<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>）</li> </ul> <p>設備名：無線連絡設備（可搬型）</p> <p>使用回線：無線系回線</p> <p>個数：1 式</p> <p>使用場所：屋外</p> <p>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階（<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>）</p>	<p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様                  主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 携行型通話装置                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 有線系回線                  個数 一式</p> <p>使用場所 原子炉建屋付属棟地下1階、地上1階及び地上3階                  原子炉建屋原子炉棟地下2階、地下1階、地下中1階、地上1階及び地上2階</p> <p>制御建屋地下1階、地上1階、地上2階及び地上3階</p> <p>保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>中央制御室（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線                  個数 一式</p> <p>取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室）                  緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線                  個数 一式</p> <p>使用場所 屋外</p> <p>保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）                  緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p>	<p>2.19.2.1.2 主要設備の仕様                  主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 携行型通話装置                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 有線系回線                  個数 一式</p> <p>使用場所 <a href="#">周辺補機棟</a>地上6階、地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、地上1階及び地下1階中間床</p> <p>原子炉補助建屋 地上5階、地上4階、地上3階、地上2階、地上1階中間床、地上1階、地下2階</p> <p>保管場所 原子炉補助建屋地上2階（中央制御室及び原子炉補助建屋）</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> </ul> <p>通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 無線系回線                  個数 一式</p> <p>取付箇所 原子炉補助建屋地上2階（中央制御室）  <a href="#">緊急時対策所指揮所</a></p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）                  兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 無線系回線                  個数 一式</p> <p>使用場所 屋外</p> <p>保管場所 原子炉補助建屋地上2階（中央制御室）  <a href="#">緊急時対策所待機所</a></p>	<p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違</p> <p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑩のとおり、泊発電所 3 号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可 59 条）の無線連絡設備（固定型）の兼用の記載をしない。（大飯 3 / 4 号炉と同様）</p> <p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>(5)衛星電話設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> </ul> <p>設備名：衛星電話設備（常設）                      使用回線：衛星系回線                      個数：1式                      取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階（<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>）</p> <p>設備名：衛星電話設備（可搬型）                      使用回線：衛星系回線                      個数：1式                      使用場所：屋外                      保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階（<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>）</p>	<p>(4)衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・<b>中央制御室（重大事故等時）</b></li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 <b>制御室屋地上3階（中央制御室）</b>  <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p> <p>(5)衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線                      個数 一式                      使用場所 屋外                      保管場所 <b>緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</b></p>	<p>(4)衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> </ul> <p>・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 <b>原子炉補助建屋地上2階（中央制御室）</b>  <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>(5)衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線                      個数 一式                      使用場所 屋外                      保管場所 <b>原子炉補助建屋地上2階（中央制御室）</b>  <b>緊急時対策所指揮所</b></p> <p>(6)テレビ会議システム（指揮所・待機所間）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> </ul> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</p> <p>(7)インターフォン                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> </ul> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2②のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）の兼用の記載をしない。（大飯3/4号炉と同様）</p> <p>【女川】建屋及び機器レイアウトの相違                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。                      【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所                      【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(7)安全パラメータ表示システム（SPDS）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備</li> <li>・緊急時対策所</li> </ul> <p>設備名 : データ伝送装置                      使用回線 : 有線系回線, 無線系回線                      個数 : 1式                      取付箇所 : 6号炉 コントロール建屋地上1階                      7号炉 コントロール建屋地上1階</p> <p>設備名 : 緊急時対策支援システム伝送装置                      使用回線 : 有線系回線, 無線系回線個数 : 1式 (6号及び7号炉共用)                      取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p> <p>設備名 : SPDS表示装置                      個数 : 1式 (6号及び7号炉共用)                      取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)</p>	<p>(6) 安全パラメータ表示システム（SPDS）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備（重大事故等対処設備）</li> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. データ収集装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式                      取付箇所 制御建屋地上3階</p> <p>b. SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>c. SPDS 表示装置                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p>	<p>(8) データ伝送設備（発電所内）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装設備（重大事故等対処設備）</li> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>a. データ収集計算機                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式                      取付箇所 原子炉補助建屋地上2階</p> <p>b. データ表示端末                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所</p>	<p>【女川】名称の相違                      制御建屋⇔原子炉補助建屋                      【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-3に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（可搬型）は、可搬型であり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における屋外及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-4に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-5に示す設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）は、可搬型であり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における屋外及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-6に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p>	<p>3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針                      3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針                      (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。                      携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室に保管し、原子炉建屋及び制御建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、原子炉建屋原子炉棟内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-2表に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-3表に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-4表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-5表に示す設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、可搬型であり、緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-6表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針                      2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針                      (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。                      携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、周辺補機棟及び原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、周辺補機棟内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.2に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び緊急時対策所指揮所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.3に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、中央制御室及び緊急時対策所待機所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.4に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、中央制御室及び緊急時対策所指揮所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.5に示す設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等における、屋外、中央制御室及び緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.6に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することが</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり。                      【女川】名称の相違                      制御建屋⇔原子炉補助建屋                      【女川】名称の相違                      原子炉建屋原子炉棟⇔周辺補機棟</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり                      【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>第3.19-2 表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="663 411 1232 791"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2~12)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>きるよう、表2.19.7に示す設計とする。</p> <p>インターフォンは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.8に示す設計とする。</p> <p>表2.19.2 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="1249 400 1823 799"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1~19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。                  【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>														
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																												
風(台風)・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	周辺補機棟及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	保管場所である中央制御室及び原子炉補助建屋で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																												
風(台風)・積雪	中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管し、使用場所である周辺補機棟及び原子炉補助建屋において、人が携行して使用することから、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表3.19-3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（常設））</p> <table border="1" data-bbox="103 895 636 1209"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-3 表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="663 906 1232 1254"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.3 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="1249 895 1823 1235"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1~19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
考慮する外的事象	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																												
風(台風)・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風(台風)・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-4 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（可搬型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-13)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-4 表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.4 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所持機所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1~19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所持機所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
考慮する外的事象	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	保管場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																												
風（台風）・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																												
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。 また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																												
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所持機所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-5 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（常設））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-5 表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.5 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所持機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1~19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所持機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
考慮する外的事象	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																																												
風（台風）・積雪	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所持機所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所持機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表3.19-6 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（可搬型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>5号伊原子伊建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-13)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	5号伊原子伊建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-6表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.6 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1~19)</p> <p>表2.19.7 想定する環境条件及び荷重条件（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1~19)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑧記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
考慮する外的事象	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行う設計とする。																																																										
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																																										
地震	保管場所である5号伊原子伊建屋内緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	5号伊原子伊建屋内緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																																										
地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																																										
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所指揮所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>無線連絡設備（常設）は、通信連絡を行うための操作をするに<b>あたり</b>、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-11に示す。</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）                  (i) 要求事項                  想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室から携行型通話装置を運搬し、<b>専用接続箱</b>が設置してある場所において、携行型通話装置と<b>専用接続箱</b>をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡を行うための操作をするに<b>あたり</b>、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押す（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出し<b>ベル</b>を鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。</p> <p>操作が必要な対象機器について<b>第3.19-7表</b>に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするに<b>あたり</b>、<b>重大事故等対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（<b>中央制御室待避室含む</b>）及び<b>緊急時対策所内</b>において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>第3.19-8表</b>に示す。</p>	<p><b>表2.19.8 想定する環境条件及び荷重条件（インターフォン）</b></p> <table border="1" data-bbox="1256 199 1816 539"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所<b>内</b>で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所<b>内</b>に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1~19)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）                  (i) 要求事項                  想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び<b>原子炉補助建屋</b>から携行型通話装置を運搬し、<b>携行型通話装置ジャック箱</b>が設置してある場所において、携行型通話装置と<b>携行型通話装置ジャック箱</b>をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡を行うための操作をするに<b>当たり</b>、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押す（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出し<b>ブザー</b>を鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。</p> <p>操作が必要な対象機器について<b>表2.19.9</b>に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするに<b>あたり</b>、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所内</b>において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.10</b>に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 <b>内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 <b>内</b> に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり                  【女川】記載の相違                  女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】携行型通話装置の機種（呼び出し機能としては相違ない）</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑩記載のとおり                  【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 <b>内</b> で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 <b>内</b> に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>無線連絡設備（可搬型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>から無線連絡設備（可搬型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-12に示す。</p> <p>衛星電話設備（常設）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避室含む）及び<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-13に示す。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員及び緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>から衛星電話設備（可搬型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-14に示す。</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>重大事故等対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び<b>緊急時対策所</b>から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>第3.19-9表</b>に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>重大事故等対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（<b>中央制御室待避室含む</b>）及び<b>緊急時対策所</b>において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>第3.19-10表</b>に示す。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>重大事故等対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である<b>緊急時対策所</b>から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>第3.19-11表</b>に示す。</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び<b>緊急時対策所待機所</b>から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.11</b>に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び<b>緊急時対策所指揮所</b>において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.12</b>に示す。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である<b>中央制御室及び緊急時対策所指揮所</b>から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.13</b>に示す。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>において、一般のテレビ会議システムと同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.14</b>に示す。</p> <p>インターフォンは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、<b>発電所災害対策要員</b>の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>において、一般の電話と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について<b>表2.19.15</b>に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑦記載のとおり。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>第3.19-7 表 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室））</p> <table border="1" data-bbox="665 240 1240 501"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">携行型通話装置</td> <td>—</td> <td rowspan="2">制御建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td rowspan="2">制御建屋内・ 原子炉建屋内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内・ 原子炉建屋内	スイッチ操作	—	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 （通信連絡）	スイッチ操作	<p>表2.19.9 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋））</p> <table border="1" data-bbox="1261 240 1836 501"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">携行型通話装置</td> <td>—</td> <td rowspan="2">原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td rowspan="2">原子炉補助建屋内 黄辺補機棟内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-1)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 黄辺補機棟内	スイッチ操作	—	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 （通信連絡）	スイッチ操作	<p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p>								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																														
	ケーブル接続		人力接続																																														
	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内・ 原子炉建屋内	スイッチ操作																																														
	—		運搬・設置																																														
ケーブル接続	人力接続																																																
起動・停止 （通信連絡）	スイッチ操作																																																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
携行型通話装置	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																														
	ケーブル接続		人力接続																																														
	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 黄辺補機棟内	スイッチ操作																																														
	—		運搬・設置																																														
ケーブル接続	人力接続																																																
起動・停止 （通信連絡）	スイッチ操作																																																
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表 3.19-11 操作対象機器（無線連絡設備（常設））</p> <table border="1" data-bbox="107 603 629 753"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作	無線連絡設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p>第3.19-8 表 操作対象機器（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="665 603 1240 753"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>表2.19.10 操作対象機器（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="1261 603 1836 753"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	<p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。          【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作																																														
無線連絡設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作																																														
	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																														
	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																														
<p>表 3.19-12 操作対象機器（無線連絡設備（可搬型））</p> <table border="1" data-bbox="107 858 629 975"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（可搬型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置	無線連絡設備（可搬型）	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	<p>第3.19-9 表 操作対象機器（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="665 858 1240 975"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>制御建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	<p>表2.19.11 操作対象機器（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="1261 858 1836 975"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所待機所	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり          【女川】設計の相違 2-2⑧記載のとおり。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置																																														
無線連絡設備（可搬型）	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																														
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																														
	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																														
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所待機所	運搬・設置																																														
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																														
	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																														
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																														
<p>表 3.19-13 操作対象機器（衛星電話設備（常設））</p> <table border="1" data-bbox="107 1177 629 1327"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作	衛星電話設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p>第3.19-10 表 操作対象機器（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="665 1177 1240 1327"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（固定型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>表2.19.12 操作対象機器（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="1261 1177 1836 1327"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（固定型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	<p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p>												
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
衛星電話設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	コントロール建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作																																														
衛星電話設備（常設）	起動・停止 （通信連絡）	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
衛星電話設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	制御建屋内 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	スイッチ操作																																														
	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																														
衛星電話設備（固定型）	起動・停止 （通信連絡）	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																														
	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>【<b>拍崎刈羽6/7号炉</b>まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表3.19-14 操作対象機器（衛星電話設備（可搬型））</p> <table border="1" data-bbox="89 183 627 327"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td> <td>—</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（可搬型）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置	衛星電話設備（可搬型）	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	<p>第3.19-11表 操作対象機器（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="660 199 1220 335"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                  (i) 要求事項                  健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  携行型通話装置は、第3.19-12表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。                  無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）は、第3.19-13表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。                  衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、第3.19-14表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。ま</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	<p>表2.19.13 操作対象機器（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="1254 199 1814 422"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">衛星電話設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>表2.19.14 操作対象機器（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））</p> <table border="1" data-bbox="1254 550 1814 654"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム （指揮所・待機所間）</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p> <p>表2.19.15 操作対象機器（インターフォン）</p> <table border="1" data-bbox="1254 758 1814 853"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td> <td>起動・停止 （通信連絡）</td> <td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                  (i) 要求事項                  健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  携行型通話装置は、表2.19.16に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。                  無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）は、表2.19.17に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。                  衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、表2.19.18に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（携帯型）	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	インターフォン	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作	<p>【<b>拍崎</b>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【<b>女川</b>】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【<b>女川</b>】設計の相違設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【<b>女川</b>】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																								
衛星電話設備（可搬型）	—	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	運搬・設置																																																								
衛星電話設備（可搬型）	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																								
衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																								
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																								
衛星電話設備（携帯型）	—	原子炉補助建屋内 中央制御室	運搬・設置																																																								
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																																								
	—	緊急時対策所指揮所	運搬・設置																																																								
	起動・停止 （通信連絡）	屋外	スイッチ操作																																																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																								
テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																								
インターフォン	起動・停止 （通信連絡）	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	スイッチ操作																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																								
	<p>た、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-12表 携行型通話装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="665 384 1225 531"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-3)</p> <p>第3.19-13表 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="665 675 1225 821"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-4~6)</p> <p>第3.19-14表 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="665 965 1225 1112"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-7~8)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、表2.19.19に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.19.16 携行型通話装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 384 1821 531"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-1, 62-3-2)</p> <p>表2.19.17 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 675 1821 821"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-1, 62-3-3, 62-3-4)</p> <p>表2.19.18 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 965 1821 1112"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-1, 62-3-5, 62-3-6)</p> <p>表2.19.19 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1254 1256 1821 1402"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-1, 62-3-7, 62-3-8)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43 条第1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43 条第1 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。携行型通話装置は、専用通信線を用いることにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。                      また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。                      また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。                      無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-3)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43 条第1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43 条第1 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。携行型通話装置は、通信線を用いることにより運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。                      また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。                      また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。                      無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-2)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【女川】記載表現の相違                      女川：専用通信線、泊：通信線</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>また、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置の設置場所、操作場所を第 3.19-15 表に示す。このうち、制御建屋地上 3 階の中央制御室、制御建屋地上 2 階、地上 1 階及び地下 1 階で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋付属棟地上 3 階、地上 1 階及び地下 1 階で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟地上 2 階、地上 1 階、地下中 1 階、地下 1 階及び地下 2 階で操作する携行型通話装置は、原子炉建屋原子炉棟内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作</p>	<p>合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-2-2, 62-4-5~7)</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時において、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置するインターフォンは、想定される重大事故等時において、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置の設置場所、操作場所を表 2.19.20 に示す。このうち、原子炉補助建屋地上 2 階の中央制御室、原子炉補助建屋地上 5 階、地上 4 階、地上 3 階、地上 1 階中間床、地上 1 階及び地下 2 階で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>周辺補機棟地上 6 階、地上 5 階、地上 4 階、地上 3 階、地上 2 階、地上 1 階及び地下 1 階中間床で操作する携行型通話装置は、周辺補機棟内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるた</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違                  【女川】名称の相違                  原子炉建屋原子炉棟⇔周辺補機棟</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（常設）の設置場所、操作場所を表3.19-22に示す。無線連絡設備（常設）は、中央制御室（中央制御室待避室含む）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（可搬型）の設置場所、操作場所を表3.19-23に示す。無線連絡設備（可搬型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（常設）の設置場所、操作場所を表3.19-24に示す。衛星電話設備（常設）は、中央制御室（中央制御室待避室含む）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）の設置場所、操作場所を表3.19-25に示す。衛星電話設備（可搬型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、原子炉建屋内に中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の設置場所、操作場所を表3.19-16表に示す。無線連絡設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避室含む。）及び緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表3.19-17表に示す。無線連絡設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の設置場所、操作場所を表3.19-18表に示す。衛星電話設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避室含む。）及び緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表3.19-19表に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>め、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、周辺補機棟内に通話装置用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の操作場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の設置場所、操作場所を表2.19.21に示す。無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表2.19.22に示す。無線連絡設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の設置場所、操作場所を表2.19.23に示す。衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の設置場所、操作場所を表2.19.24に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の設置場所、操作場所を表2.19.25に示す。テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>インターフォンの設置場所、操作場所を表2.19.26に示す。インターフォンは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>【女川】名称の相違                  原子炉建屋原子炉棟⇔周辺補機棟                  女川：中継用ケーブル、泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【女川】泊3号炉では携行型通話装置の使用場所を操作場所として記載している。</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。                  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。                  【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																								
<p>表 3.19-22 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（常設））</p> <table border="1" data-bbox="100 805 645 949"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>コントロール建屋 地上 2 階</td> <td>コントロール建屋 地上 2 階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（常設）</td> <td>5 号炉原子炉建屋 地上 3 階</td> <td>5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（常設）	コントロール建屋 地上 2 階	コントロール建屋 地上 2 階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	無線連絡設備（常設）	5 号炉原子炉建屋 地上 3 階	5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>第 3.19-15 表 操作対象機器設置場所（携行型通話装置（保管場所：中央制御室））</p> <table border="1" data-bbox="665 231 1225 710"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">携行型通話装置</td> <td>制御建屋地上 3 階</td> <td>制御建屋地上 3 階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上 2 階</td> <td>制御建屋地上 2 階</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上 1 階</td> <td>制御建屋地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地下 1 階</td> <td>制御建屋地下 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 地上 5 階</td> <td>原子炉建屋付属棟 地上 3 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 地上 1 階</td> <td>原子炉建屋付属棟 地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋付属棟 地下 1 階</td> <td>原子炉建屋付属棟 地下 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階</td> <td>原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2~12, 62-8-2)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携行型通話装置	制御建屋地上 3 階	制御建屋地上 3 階 中央制御室	制御建屋地上 2 階	制御建屋地上 2 階	制御建屋地上 1 階	制御建屋地上 1 階	制御建屋地下 1 階	制御建屋地下 1 階	原子炉建屋付属棟 地上 5 階	原子炉建屋付属棟 地上 3 階	原子炉建屋付属棟 地上 1 階	原子炉建屋付属棟 地上 1 階	原子炉建屋付属棟 地下 1 階	原子炉建屋付属棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階	<p>表 2.19.20 操作対象機器設置場所（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋））</p> <table border="1" data-bbox="1254 231 1821 678"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">携行型通話装置</td> <td rowspan="6">原子炉補助建屋地上 2 階</td> <td>周辺補機棟地上 6 階</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地上 5 階</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地上 4 階</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地上 3 階</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地上 2 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋地上 5 階</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉補助建屋地上 1 階</td> <td>原子炉補助建屋地上 3 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>周辺補機棟地下 1 階中間床</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋地上 1 階中間床</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋地下 2 階</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-1)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携行型通話装置	原子炉補助建屋地上 2 階	周辺補機棟地上 6 階	周辺補機棟地上 5 階	周辺補機棟地上 4 階	周辺補機棟地上 3 階	周辺補機棟地上 2 階	原子炉補助建屋地上 5 階	原子炉補助建屋地上 1 階	原子炉補助建屋地上 3 階	原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室	周辺補機棟地上 1 階	周辺補機棟地下 1 階中間床	原子炉補助建屋地上 1 階中間床	原子炉補助建屋地上 1 階	原子炉補助建屋地下 2 階	<p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。                  【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（常設）	コントロール建屋 地上 2 階	コントロール建屋 地上 2 階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）																																																									
無線連絡設備（常設）	5 号炉原子炉建屋 地上 3 階	5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																																																									
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
携行型通話装置	制御建屋地上 3 階	制御建屋地上 3 階 中央制御室																																																									
	制御建屋地上 2 階	制御建屋地上 2 階																																																									
	制御建屋地上 1 階	制御建屋地上 1 階																																																									
	制御建屋地下 1 階	制御建屋地下 1 階																																																									
	原子炉建屋付属棟 地上 5 階	原子炉建屋付属棟 地上 3 階																																																									
	原子炉建屋付属棟 地上 1 階	原子炉建屋付属棟 地上 1 階																																																									
	原子炉建屋付属棟 地下 1 階	原子炉建屋付属棟 地下 1 階																																																									
	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階																																																									
	原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 2 階																																																									
	原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地上 1 階																																																									
	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 1 階																																																									
	原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階	原子炉建屋原子炉棟 地下 2 階																																																									
	機器名称	設置場所	操作場所																																																								
携行型通話装置	原子炉補助建屋地上 2 階	周辺補機棟地上 6 階																																																									
		周辺補機棟地上 5 階																																																									
		周辺補機棟地上 4 階																																																									
		周辺補機棟地上 3 階																																																									
		周辺補機棟地上 2 階																																																									
		原子炉補助建屋地上 5 階																																																									
	原子炉補助建屋地上 1 階	原子炉補助建屋地上 3 階																																																									
		原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室																																																									
		周辺補機棟地上 1 階																																																									
		周辺補機棟地下 1 階中間床																																																									
		原子炉補助建屋地上 1 階中間床																																																									
		原子炉補助建屋地上 1 階																																																									
		原子炉補助建屋地下 2 階																																																									
<p>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</p>	<p>第 3.19-16 表 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="665 845 1225 1021"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td> <td>制御建屋地上 3 階</td> <td>制御建屋地上 3 階 中央制御室（中央制御室待避室含む。）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地下 2 階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（固定型）	制御建屋地上 3 階	制御建屋地上 3 階 中央制御室（中央制御室待避室含む。）	緊急時対策建屋 地下 2 階	緊急時対策所	<p>表 2.19.21 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="1254 837 1821 973"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td> <td>原子炉補助建屋地上 2 階</td> <td>原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（固定型）	原子炉補助建屋地上 2 階	原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	<p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。                  【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>																																								
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（固定型）	制御建屋地上 3 階	制御建屋地上 3 階 中央制御室（中央制御室待避室含む。）																																																									
	緊急時対策建屋 地下 2 階	緊急時対策所																																																									
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（固定型）	原子炉補助建屋地上 2 階	原子炉補助建屋地上 2 階 中央制御室																																																									
	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																																																									
<p>表 3.19-17 表 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="665 1173 1225 1252"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-3, 62-3-14, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	<p>第 3.19-17 表 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="665 1173 1225 1252"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-3, 62-3-14, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	<p>表 2.19.22 操作対象機器設置場所（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="1254 1173 1821 1252"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外	<p></p>																																						
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																																																									
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																																																									
機器名称	設置場所	操作場所																																																									
無線連絡設備（携帯型）	屋外	屋外																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>【<b>拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>表3.19-24 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（常設））</p> <table border="1" data-bbox="103 226 651 368"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td> <td>コントロール建屋 地上2階</td> <td>コントロール建屋 地上2階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（常設）</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-12, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）	衛星電話設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>第3.19-18表 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="665 226 1225 392"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備(固定型)</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td>原子炉補助建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避所 含む。)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(固定型)	制御建屋地上3階	原子炉補助建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避所 含む。)	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>表2.19.23 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="1254 226 1818 368"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備(固定型)</td> <td>原子炉補助建屋地上2階</td> <td>原子炉補助建屋地上2階 中央制御室</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(固定型)	原子炉補助建屋地上2階	原子炉補助建屋地上2階 中央制御室	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違                  【女川】設計の相違2-2②記載のとおり。                  【拍崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
機器名称	設置場所	操作場所																										
衛星電話設備（常設）	コントロール建屋 地上2階	コントロール建屋 地上2階 中央制御室 （中央制御室待避室含む）																										
衛星電話設備（常設）	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																										
機器名称	設置場所	操作場所																										
衛星電話設備(固定型)	制御建屋地上3階	原子炉補助建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避所 含む。)																										
	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																										
機器名称	設置場所	操作場所																										
衛星電話設備(固定型)	原子炉補助建屋地上2階	原子炉補助建屋地上2階 中央制御室																										
	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																										
<p>無線連絡設備(携帯型)</p>	<p>第3.19-19表 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="665 528 1225 619"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線連絡設備(携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-14, 62-8-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備(携帯型)	屋外	屋外	<p>表2.19.24 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="1254 528 1818 619"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備(携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(携帯型)	屋外	屋外														
機器名称	設置場所	操作場所																										
無線連絡設備(携帯型)	屋外	屋外																										
機器名称	設置場所	操作場所																										
衛星電話設備(携帯型)	屋外	屋外																										
		<p>表2.19.25 操作対象機器設置場所（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））</p> <table border="1" data-bbox="1254 751 1818 890"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	<p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>																			
機器名称	設置場所	操作場所																										
テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所																										
		<p>表2.19.26 操作対象機器設置場所（インターフォン）</p> <table border="1" data-bbox="1254 986 1818 1125"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td> <td>緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-4)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	インターフォン	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	<p>【女川】設計の相違2-2③記載のとおり。</p>																			
機器名称	設置場所	操作場所																										
インターフォン	緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】                      また、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-28に示す設計とする。</p>	<p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、制御建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、制御建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-20表に示す設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-21表に示す設計とする。                      (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p> <p>第3.19-20表 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集装置）</p> <table border="1" data-bbox="665 874 1234 1265"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉補助建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19-27に示す設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）のうち、データ表示端末は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19-28に示す設計とする。                      (62-7-5)</p> <p>表2.19-27 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集計算機）</p> <table border="1" data-bbox="1254 866 1823 1270"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】名称の相違                      制御建屋⇔原子炉補助建屋</p> <p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。                      【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり                      【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-28 想定する環境条件及び荷重条件                      (緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="85 220 633 595"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-21表 想定する環境条件及び荷重条件 (SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="663 236 1218 679"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項第二号)                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置及びSPDS伝送装置は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDS表示装置は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを入れ(スイッチ操作)、操作(スイッチ操作)することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.28 想定する環境条件及び荷重条件 (データ表示端末)</p> <table border="1" data-bbox="1252 225 1818 691"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項第二号)                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ収集計算機は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ表示端末は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である緊急時対策所指揮所において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを入れ(スイッチ操作)、操作(スイッチ操作)することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.29に示す。</p> <p>表2.19.29 操作対象機器 (データ表示端末)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1337 1818 1441"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機器名称	状態の変化	設置場所	操作方法	データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	<p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり。                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
考慮する外的事象	対応																																																				
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																				
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																				
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																																				
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																																				
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																				
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																				
環境条件等	対応																																																				
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																				
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																				
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																																				
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																				
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																				
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																				
環境条件等	対応																																																				
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																				
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																				
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																																				
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																				
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																				
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作方法																																																		
データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																																		
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-29 操作対象機器 (SPDS表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="85 1326 633 1422"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-6)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	スイッチ操作	<p>第3.19-22表 操作対象機器 (SPDS表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="663 1337 1218 1441"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>表2.19.29 操作対象機器 (データ表示端末)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1337 1818 1441"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-5)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作方法	データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																		
SPDS表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	スイッチ操作																																																		
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																		
SPDS表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作方法																																																		
データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43 条第1 項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、第3.19-23表に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-23 表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="663 580 1223 743"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの表示及び伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-13, 62-5-14)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43 条第1 項第四号）                      (i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(62-4-9)</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43 条第1 項第五号）                      (i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示及び伝送)の確認	外観検査	外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43 条第1 項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）は、表2.19-30に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.19-30 データ伝送設備（発電所内）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1249 580 1818 743"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの表示及び伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-14, 62-3-15)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43 条第1 項第四号）                      (i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(62-4-8)</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43 条第1 項第五号）                      (i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示及び伝送)の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示及び伝送)の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの表示及び伝送)の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																		
<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><b>【柏崎刈羽 6 / 7 号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち操作が必要である SPDS 表示装置の設置場所、操作場所を表 3.19-31 に示す。SPDS 表示装置は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表 3.19-31 操作対象機器設置場所（SPDS 表示装置）</p> <table border="1" data-bbox="78 635 631 737"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>5 号炉原子炉建屋 地上 3 階</td> <td>5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 (62-3-2, 62-3-12)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS 表示装置	5 号炉原子炉建屋 地上 3 階	5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 (62-3-2, 62-3-12)	<p>(62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち操作が必要である SPDS 表示装置の設置場所、操作場所を第3.19-24表に示す。SPDS 表示装置は、緊急時対策所に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-24 表 操作対象機器設置場所（SPDS 表示装置）</p> <table border="1" data-bbox="667 644 1229 737"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>(62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）のうち操作が必要であるデータ表示端末の設置場所、操作場所を表2.19-31に示す。データ表示端末は、緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表2.19-31 操作対象機器設置場所（データ表示端末）</p> <table border="1" data-bbox="1256 644 1818 737"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-5)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	データ表示端末	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	<p>相違理由</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
機器名称	設置場所	操作場所																			
SPDS 表示装置	5 号炉原子炉建屋 地上 3 階	5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 (62-3-2, 62-3-12)																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
SPDS表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																			
機器名称	設置場所	操作場所																			
データ表示端末	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>無線連絡設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>【<a href="#">拍崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】</p> <p>衛星電話設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との操作・作業に係る必要な連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンス</p>	<p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                  想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。                  (62-6-4, 62-6-11)</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p>	<p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                  想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。                  (62-5-3, 62-5-11)</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と緊急時対策所指揮所との操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>インターフォンは、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シー</p>	<p>【<a href="#">拍崎</a>】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【<a href="#">拍崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【<a href="#">女川</a>】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【<a href="#">女川</a>】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【<a href="#">女川</a>】設計の相違 2-2⑤記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>グループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                      (i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）からの給電により使用することで、第3.19-25表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-25表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】                      また、無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋屋内緊急時対策所内に設置することで、表3.19-32で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上</p>	<p>グループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                      (i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）からの給電により使用することで、第3.19-25表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-25表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置</p>	<p>ケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(62-5-3, 62-5-5, 62-5-9~10)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                      (i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機、可搬型代替電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、表2.19-32で示すとおり、ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備、ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置することで、表2.19-32で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所指揮所内に設置、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源・通信機器電源（62-32参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>【<a href="#">柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（常設）の電源は、同様の機能を持つ送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、第一ガスタービン発電機、電源車及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、表3.19-34で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置することで、表3.19-34で示すとおり、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋地上2階及び5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の独立性については、<a href="#">第3.19-26表</a>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）からの給電により使用することで、<a href="#">第3.19-27表</a>で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、<a href="#">第3.19-27表</a>で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、<a href="#">第3.19-28表</a>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の独立性については、<a href="#">表2.19.33</a>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機、可搬型代替電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、<a href="#">表2.19.34</a>で示すとおり、ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備、ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置することで、<a href="#">表2.19.34</a>で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所指揮所内に設置、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事務所内に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、<a href="#">表2.19.35</a>で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、<a href="#">表2.19.36</a>で示すとおり、ディーゼル発電機及び運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備、ディーゼル発電機及び通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所指揮所内及び緊急時対策所待機所内に設置することで、<a href="#">表2.19.36</a>で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【<a href="#">柏崎</a>】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【<a href="#">女川</a>】電源構成の相違 <a href="#">女川2号炉</a>：通信用電源装置（蓄電池）、<a href="#">泊3号炉</a>：運転指令設備電源・通信機器電源（62-32 参照）</p> <p>【<a href="#">柏崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【<a href="#">女川</a>】名称の相違              制御建屋⇔原子炉補助建屋              緊急時対策建屋⇔緊急時対策所</p> <p>【<a href="#">女川</a>】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【<a href="#">女川</a>】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																				
	<p>第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（1/2）（中央制御室）</p> <table border="1" data-bbox="660 555 1236 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故後援施設</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備（固定型）</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> </tr> <tr> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">制御棟屋地上2階</td> <td colspan="2">制御棟屋地上2階</td> <td>制御棟屋地上3階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故後援施設		送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）			ポンプ	不要	不要	不要			水源	不要	不要	不要			駆動用空気	不要	不要	不要			潤滑油	不要	不要	不要			冷却水	不要	不要	不要			駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）	制御棟屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御棟屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）	回路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		無線系回線	主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）	制御棟屋地上2階		制御棟屋地上2階		制御棟屋地上3階	<p>表2.19.32 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）（1/2）（中央制御室）</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所及び管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの独立性については、表2.19.37で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1249 555 1830 917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故後援施設</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備（固定型）</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>運転指令設備電源（蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> </tr> <tr> <td>電気建屋地上2階</td> <td>ディーゼル発電機建屋地上1階</td> <td>総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階</td> <td>屋外（第3保管エリア）</td> <td>屋外（第4保管エリア、第5保管エリア及び第6保管エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋地上2階</td> <td colspan="2">総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階</td> <td>原子炉建屋地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故後援施設		運転指令設備	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）			ポンプ	不要	不要	不要			水源	不要	不要	不要			駆動用空気	不要	不要	不要			潤滑油	不要	不要	不要			冷却水	不要	不要	不要			駆動電源	運転指令設備電源（蓄電池）	ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）	電気建屋地上2階	ディーゼル発電機建屋地上1階	総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階	屋外（第3保管エリア）	屋外（第4保管エリア、第5保管エリア及び第6保管エリア）	回路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		無線系回線	主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）	電気建屋地上2階		総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階		原子炉建屋地上2階	<p>【女川】設計の相違2-2④記載のとおり。</p>
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故後援施設																																																																																																																																																			
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）																																																																																																																																																				
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
水源	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）																																																																																																																																																		
	制御棟屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御棟屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																																																																																																																		
回路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																		
	有線系回線		有線系回線		無線系回線																																																																																																																																																		
主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）																																																																																																																																																		
	制御棟屋地上2階		制御棟屋地上2階		制御棟屋地上3階																																																																																																																																																		
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故後援施設																																																																																																																																																			
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）																																																																																																																																																				
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
水源	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																																																																				
駆動電源	運転指令設備電源（蓄電池）	ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）																																																																																																																																																		
	電気建屋地上2階	ディーゼル発電機建屋地上1階	総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階	屋外（第3保管エリア）	屋外（第4保管エリア、第5保管エリア及び第6保管エリア）																																																																																																																																																		
回路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																		
	有線系回線		有線系回線		無線系回線																																																																																																																																																		
主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）																																																																																																																																																		
	電気建屋地上2階		総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階		原子炉建屋地上2階																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			
【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】			
表 3.19-32 無線連絡設備（常設）の多様性又は位置的分散（2/2）（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）			
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（常設）
ポンプ	不要	不要	不要
水漏	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	充電器（蓄電池）
	コントロール 建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理 建屋 地下1階、 5号炉原子炉 建屋地上3階
			代替交流電源設備 （5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所用可搬型電源設備）
			屋外 （5号炉東側保管場所）
流路 （伝送路）	発電所内		発電所内
	有線系回線		無線系回線
主要設備 設置場所	制御装置		交換機
	コントロール 建屋 地下2階		5号炉 原子炉建屋 地上3階

表 3.19-33 無線連絡設備（常設）の設計基準対象施設との独立性		
項目	設計基準対象施設	
	送受話器及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（常設）
共通要因 故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S <sub>0</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	津波	無線連絡設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。	
溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。	

女川原子力発電所2号炉				
第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（2/2）（緊急時対策所）				
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）	
ポンプ	不要	不要	不要	
水漏	不要	不要	不要	
駆動用空気	不要	不要	不要	
潤滑油	不要	不要	不要	
冷却水	不要	不要	不要	
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）
	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	屋外 （緊急用電気品 建屋地上1階）
			緊急時対策所用 代替交流電源設備 （電源車（緊急時 対策所用））	
			屋外 （緊急時対策建屋 北側）	
流路 （伝送路）	発電所内		発電所内	
	有線系回線		無線系回線	
主要設備 設置場所	制御装置		交換機	
	緊急時対策建屋 地上1階		制御建屋 地上2階	

表 3.19-26 無線連絡設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性		
項目	設計基準対象施設	
	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）
共通要因 故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S <sub>0</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	津波	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。
	溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。

泊発電所3号炉			
表 2.19.32 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）（2/2）（緊急時対策所）			
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）
ポンプ	不要	不要	不要
水漏	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	運転指令設備電源（蓄電池）	ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）
	電気制御 地上2階	原子炉建屋 地上1階	緊急時対策所 地上1階
			常設代替交流電源設備（電源車） 非常用電源装置
			緊急時対策所用 代替交流電源設備 （電源車）
流路 （伝送路）	発電所内		発電所内
	有線系回線		無線系回線
主要設備 設置場所	制御装置		交換機
	電気制御 地上2階		総合管理事務所 地上2階 及び管理事務所 地上2階

表 2.19.33 無線連絡設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）		
項目	設計基準対象施設	
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（固定型）
共通要因 故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所指所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S <sub>0</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	津波	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（固定型）を設置する緊急時対策所指所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。

相違理由

【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。  
 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり  
 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。  
 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉																																																									
<p>表3.19-27表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(1/2)（中央制御室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーキング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>制御建屋 地上3階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上3階
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）																																																						
	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）																																																						
			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																						
	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上2階	制御建屋 地上3階																																																						
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表3.19-34 衛星電話設備（常設）の多様性又は位置的分散（発電所内）(2/2)（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（常設）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>充電器（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備）</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋 地下2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>廃棄物処理建屋 地下1階、5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（5号炉東側保管場所）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋 地下2階</td> <td>廃棄物処理建屋 地下1階（6号炉）、地上1階（7号炉）、5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉 原子炉建屋 地上3階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	充電器（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備）	コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理建屋 地下1階、5号炉原子炉建屋地上3階			屋外（5号炉東側保管場所）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（常設）	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階（6号炉）、地上1階（7号炉）、5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（常設）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	充電器（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備）																																																						
	コントロール建屋 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理建屋 地下1階、5号炉原子炉建屋地上3階																																																						
			屋外（5号炉東側保管場所）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（常設）																																																						
	コントロール建屋 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階（6号炉）、地上1階（7号炉）、5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉 原子炉建屋 地上3階																																																						

女川原子力発電所2号炉																																																									
<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(1/2)（中央制御室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーキング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	緊急時対策建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）																																																						
	制御建屋 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）																																																						
			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																						
	緊急時対策建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階																																																						
<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(2/2)（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーキング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（緊急時対策建屋 北側）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）			屋外（緊急時対策建屋 北側）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	緊急時対策建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）																																																						
	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）																																																						
			屋外（緊急時対策建屋 北側）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																						
	緊急時対策建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階																																																						

泊発電所3号炉																																																									
<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(1/2)（中央制御室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーキング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>電気録音 地上2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>電気録音 地上2階</td> <td>総合管理事務所14階及び管理事務所13階</td> <td>原子炉建屋地上2階</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）	電気録音 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	電気録音 地上2階	総合管理事務所14階及び管理事務所13階	原子炉建屋地上2階
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）																																																						
	電気録音 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）																																																						
			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																						
	電気録音 地上2階	総合管理事務所14階及び管理事務所13階	原子炉建屋地上2階																																																						
<p>表2.19.34 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）(2/2)（緊急時対策所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ペーキング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）</td> </tr> <tr> <td>電気録音 地上2階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>電気録音 地上2階</td> <td>総合管理事務所14階及び管理事務所13階</td> <td>緊急時対策建屋</td> </tr> </tbody> </table>				項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）	電気録音 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）				送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	電気録音 地上2階	総合管理事務所14階及び管理事務所13階	緊急時対策建屋
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																						
	送受話器（ペーキング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																						
水源	不要	不要	不要																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源装置（ガスタービン発電機）																																																						
	電気録音 地上2階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）																																																						
			屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																						
送路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内																																																						
	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																						
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）																																																						
	電気録音 地上2階	総合管理事務所14階及び管理事務所13階	緊急時対策建屋																																																						

相違理由

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-28参照)

【女川】機器配置設計の相違

【女川】名称の相違  
 制御建屋⇒原子炉補助建屋

【女川】機器配置設計の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）(62-28参照)

【女川】機器配置設計の相違

【女川】名称の相違  
 緊急時対策建屋⇒緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-35 衛星電話設備（常設）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設	
	送受話器及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備（常設）
共通要因故障	地震	中央制御室及び5号炉原子炉種屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 S <sub>0</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	津波	衛星電話設備（常設）を設置する中央制御室及び5号炉原子炉種屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（常設）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。

(62-2-2~7)  
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-10~12, 62-3-16)  
(62-4-3)

(62-2-2~6)  
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)  
(62-4-3)

表2.19.36 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの多様性又は位置的分散（発電所内）（緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要
本部	不要	不要	不要
運転所内	不要	不要	不要
待機所	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
電源構成	運転指令設備電源（蓄電池）	プーザル発電機	緊急時対策所内 待機所電源設備 （蓄電池）
	電気制御地上2階	プーザル発電機 機上1階	緊急時対策所内 待機所電源設備（蓄電池）
器具（伝送機）	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	有線系回線及び無線系回線
主要設備設置場所	制御装置	交換機	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン
	電気制御地上2階	統合管理事務所地上6階及び管理事務所地上2階	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-28参照）

【女川】機器配置設計の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由														
		<p>表 2. 19. 37 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。                      (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。                      (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-4-9~13)                      (62-2-4)                      (62-4-2)</p>	項目	設計基準対象施設		運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	共通要因故障	地震	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。 (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。 (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>【女川】設計の相違 2-2③記載のとおり。</p>
項目	設計基準対象施設																
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備															
共通要因故障	地震	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置するテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。															
	津波	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンを設置する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。															
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。 (「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)															
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるテレビ会議システム(指揮所・待機所間)及びインターフォンは、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。 (「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<a href="#">柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。                      また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。</p> <p>【<a href="#">柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】                      常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたコントロール建屋及び<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>内に設置する。</p>	<p>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針                      (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">2.3.2 容量等</a>」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。                      また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、<a href="#">緊急時対策所</a>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。                      (62-6-12~24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                      (i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。                      常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム（SPDS）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋及び<a href="#">緊急時対策所</a>内に設置する。                      また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">第3.19-29表</a>及び<a href="#">第3.19-30表</a>に示すとおり、多様性を確保</p>	<p>2.19.2.1.4.2 データ伝送設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針                      (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">1.3.2 容量等</a>」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。                      また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。                      データ伝送設備（発電所内）のうちデータ表示端末は、<a href="#">緊急時対策所指揮所</a>内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。                      (62-5-12~19)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                      (i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。                      データ伝送設備（発電所内）は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</a>」に示す。                      常設重大事故緩和設備に該当するデータ伝送設備（発電所内）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋及び<a href="#">緊急時対策所指揮所</a>内に設置する。                      また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、<a href="#">表2.19-38</a>及び<a href="#">表2.19-39</a>に示すとおり、多様性を確保</p>	<p>【<a href="#">柏崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【<a href="#">女川</a>】名称の相違                      制御建屋⇔原子炉補助建屋                      【<a href="#">柏崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表3.19-38 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="3">安全パラメータ表示システム（SPDS）</th> </tr> <tr> <td></td> <td>データ伝送装置</td> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>無停電電源装置（6号炉）、充電器（蓄電池）（7号炉）</td> <td>非常用ディーゼル発電機 常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機） 可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> <td>非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備） 非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備）</td> </tr> <tr> <td>コントロール棟 地下1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階 屋外（7号炉タービン建屋南側） 屋外（原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所）</td> <td>原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所） 原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="3">発電所内 建屋間</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>—</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="3">データ伝送装置</td> </tr> <tr> <td>コントロール棟 地上1階</td> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備			安全パラメータ表示システム（SPDS）				データ伝送装置	SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	無停電電源装置（6号炉）、充電器（蓄電池）（7号炉）	非常用ディーゼル発電機 常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機） 可搬型代替交流電源設備（電源車）	非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備） 非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備）	コントロール棟 地下1階	原子炉建屋 地上1階 屋外（7号炉タービン建屋南側） 屋外（原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所）	原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所） 原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所）	流路（伝送路）	発電所内 建屋間			有線系回線	—	有線系回線	主要設備設置場所	データ伝送装置			コントロール棟 地上1階	SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置	<p>を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第3.19-29表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="4">安全パラメータ表示システム（SPDS）</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">データ収集装置</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器（125V充電器）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="4">発電所内 建屋間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="4">データ収集装置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">制御建屋 地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備				安全パラメータ表示システム（SPDS）					データ収集装置				ポンプ	不要				水源	不要				駆動用空気	不要				潤滑油	不要				冷却水	不要				駆動電源	125V充電器（125V充電器）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）	制御建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）	流路（伝送路）	発電所内 建屋間				有線系回線				主要設備設置場所	データ収集装置				制御建屋 地上2階				<p>し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>表2.19.38 データ伝送設備（発電所内）の多様性又は位置的分散(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="4">データ伝送設備（発電所内）</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">データ収集計算機</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>無停電電源（UPS）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋 地上2階</td> <td>ディーゼル発電機 建屋地上1階</td> <td>屋外（3号炉東側31mエリア）</td> <td>屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア（a））</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="4">発電所内 建屋間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="4">データ収集計算機</td> </tr> <tr> <td colspan="4">原子炉補助建屋 地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備				データ伝送設備（発電所内）					データ収集計算機				ポンプ	不要				水源	不要				駆動用空気	不要				潤滑油	不要				冷却水	不要				駆動電源	無停電電源（UPS）	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）	可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）	原子炉補助建屋 地上2階	ディーゼル発電機 建屋地上1階	屋外（3号炉東側31mエリア）	屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア（a））	流路（伝送路）	発電所内 建屋間				有線系回線				主要設備設置場所	データ収集計算機				原子炉補助建屋 地上2階				<p>【女川】電源構成の相違          125V充電器⇔無停電電源（UPS）</p> <p>【女川】機器配置設計の相違          【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違          制御建屋⇔原子炉補助建屋</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり          【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】電源構成の相違</p> <p>【女川】機器配置設計の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。          【女川】建屋設計の相違</p>
項目		重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																									
	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																																																																																										
	データ伝送装置	SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																																																																																																																								
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																								
水源	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																								
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																								
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																								
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																								
駆動電源	無停電電源装置（6号炉）、充電器（蓄電池）（7号炉）	非常用ディーゼル発電機 常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機） 可搬型代替交流電源設備（電源車）	非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備） 非常用ディーゼル発電機 代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備）																																																																																																																																																																																								
	コントロール棟 地下1階	原子炉建屋 地上1階 屋外（7号炉タービン建屋南側） 屋外（原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所）	原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所） 原子炉建屋 地上1階 屋外（5号炉東側保管場所）																																																																																																																																																																																								
流路（伝送路）	発電所内 建屋間																																																																																																																																																																																										
	有線系回線	—	有線系回線																																																																																																																																																																																								
主要設備設置場所	データ伝送装置																																																																																																																																																																																										
	コントロール棟 地上1階	SPDS表示装置	緊急時対策支援システム伝送装置																																																																																																																																																																																								
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																										
	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																																																																																										
	データ収集装置																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要																																																																																																																																																																																										
水源	不要																																																																																																																																																																																										
駆動用空気	不要																																																																																																																																																																																										
潤滑油	不要																																																																																																																																																																																										
冷却水	不要																																																																																																																																																																																										
駆動電源	125V充電器（125V充電器）	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）																																																																																																																																																																																							
	制御建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																																																																																																																																																							
流路（伝送路）	発電所内 建屋間																																																																																																																																																																																										
	有線系回線																																																																																																																																																																																										
主要設備設置場所	データ収集装置																																																																																																																																																																																										
	制御建屋 地上2階																																																																																																																																																																																										
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																										
	データ伝送設備（発電所内）																																																																																																																																																																																										
	データ収集計算機																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要																																																																																																																																																																																										
水源	不要																																																																																																																																																																																										
駆動用空気	不要																																																																																																																																																																																										
潤滑油	不要																																																																																																																																																																																										
冷却水	不要																																																																																																																																																																																										
駆動電源	無停電電源（UPS）	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）	可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）																																																																																																																																																																																							
	原子炉補助建屋 地上2階	ディーゼル発電機 建屋地上1階	屋外（3号炉東側31mエリア）	屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア（a））																																																																																																																																																																																							
流路（伝送路）	発電所内 建屋間																																																																																																																																																																																										
	有線系回線																																																																																																																																																																																										
主要設備設置場所	データ収集計算機																																																																																																																																																																																										
	原子炉補助建屋 地上2階																																																																																																																																																																																										
	<p>第3.19-29表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="4">安全パラメータ表示システム（SPDS）</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">SPDS表示装置</td> <td colspan="2">SPDS伝送装置</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器（125V蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>緊急時対策用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策用））</td> <td>125V充電器（125V蓄電池）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（緊急時対策用建屋北側）</td> <td>緊急時対策用建屋 地上1階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">SPDS表示装置</td> <td colspan="2">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">緊急時対策用 地下2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備				安全パラメータ表示システム（SPDS）					SPDS表示装置		SPDS伝送装置		ポンプ	不要		不要		水源	不要		不要		駆動用空気	不要		不要		潤滑油	不要		不要		冷却水	不要		不要		駆動電源	125V充電器（125V蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策用））	125V充電器（125V蓄電池）	緊急時対策用建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策用建屋北側）	緊急時対策用建屋 地上1階	流路（伝送路）	—				—		有線系回線		主要設備設置場所	SPDS表示装置		SPDS伝送装置		緊急時対策用 地下2階				<p>表2.19.38 データ伝送設備（発電所内）の多様性又は位置的分散(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="4">データ伝送設備（発電所内）</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">データ表示端末</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）</td> <td colspan="2">緊急時対策用代替交流電源設備（緊急時対策用発電機）</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋 地上1階</td> <td>屋外（3号炉東側31mエリア）</td> <td colspan="2">屋外（緊急時対策用エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td colspan="4">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="4">データ表示端末</td> </tr> <tr> <td colspan="4">緊急時対策用制御所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故緩和設備				データ伝送設備（発電所内）					データ表示端末				ポンプ	不要				水源	不要				駆動用空気	不要				潤滑油	不要				冷却水	不要				駆動電源	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）	緊急時対策用代替交流電源設備（緊急時対策用発電機）		ディーゼル発電機建屋 地上1階	屋外（3号炉東側31mエリア）	屋外（緊急時対策用エリア）		流路（伝送路）	—				—				主要設備設置場所	データ表示端末				緊急時対策用制御所				<p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】建屋設計の相違</p>																																																				
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																										
	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																																																																																										
	SPDS表示装置		SPDS伝送装置																																																																																																																																																																																								
ポンプ	不要		不要																																																																																																																																																																																								
水源	不要		不要																																																																																																																																																																																								
駆動用空気	不要		不要																																																																																																																																																																																								
潤滑油	不要		不要																																																																																																																																																																																								
冷却水	不要		不要																																																																																																																																																																																								
駆動電源	125V充電器（125V蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策用））	125V充電器（125V蓄電池）																																																																																																																																																																																							
	緊急時対策用建屋 地上1階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策用建屋北側）	緊急時対策用建屋 地上1階																																																																																																																																																																																							
流路（伝送路）	—																																																																																																																																																																																										
	—		有線系回線																																																																																																																																																																																								
主要設備設置場所	SPDS表示装置		SPDS伝送装置																																																																																																																																																																																								
	緊急時対策用 地下2階																																																																																																																																																																																										
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																										
	データ伝送設備（発電所内）																																																																																																																																																																																										
	データ表示端末																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要																																																																																																																																																																																										
水源	不要																																																																																																																																																																																										
駆動用空気	不要																																																																																																																																																																																										
潤滑油	不要																																																																																																																																																																																										
冷却水	不要																																																																																																																																																																																										
駆動電源	ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）	緊急時対策用代替交流電源設備（緊急時対策用発電機）																																																																																																																																																																																								
	ディーゼル発電機建屋 地上1階	屋外（3号炉東側31mエリア）	屋外（緊急時対策用エリア）																																																																																																																																																																																								
流路（伝送路）	—																																																																																																																																																																																										
	—																																																																																																																																																																																										
主要設備設置場所	データ表示端末																																																																																																																																																																																										
	緊急時対策用制御所																																																																																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表 3.19-39 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="78 183 636 422"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-2~4, 62-2-7)                  (62-3-2, 62-3-4, 62-3-12)                  (62-4-9)</p>	重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。	<p>第3.19-30表 安全パラメータ表示システム (SPDS) の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="665 175 1211 422"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置する SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6)                  (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)                  (62-4-9)</p>	重大事故緩和設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置する SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。	<p>表 2.19.39 データ伝送設備 (発電所内) の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1254 175 1823 422"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内)</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置 (発電所内) のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-4-10, 62-4-11, 62-4-14)                  (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4)                  (62-4-8)</p>	重大事故緩和設備	データ伝送設備 (発電所内)	データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置 (発電所内) のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p>
重大事故緩和設備												
安全パラメータ表示システム (SPDS)												
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ伝送装置は、耐震性を有するコントロール建屋内に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。												
重大事故緩和設備												
安全パラメータ表示システム (SPDS)												
安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、緊急時対策所に設置する SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置は、基準地震動 Ss で機能維持できる設計とする。												
重大事故緩和設備												
データ伝送設備 (発電所内)												
データ伝送設備 (発電所内) のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 データ伝送装置 (発電所内) のうち、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、基準地震動で機能維持できる設計とする。												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>無線連絡設備（可搬型）は、想定される重大事故等時、送受話器及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合に必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と緊急時対策所及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合に必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と緊急時対策所指揮所及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合に必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2②記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑤記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な設計とし、専用接続箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-8-2)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43 条第3 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項                      常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず充電式電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と通話装置用ケーブル及び携行型通話装置ジャック箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と携行型通話装置ジャック箱との接続については、必要に応じて敷設する通話装置用ケーブルを使用することを可能な設計とし、携行型通話装置ジャック箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-7-1)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43 条第3 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項                      常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（周辺補機棟の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、周辺補機棟の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず充電式電池又は乾電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>【女川】記載の相違                      女川：中継用ケーブル、専用接続箱                      泊：通話装置用ケーブル、携行型通話装置ジャック箱                      【女川】泊 3 号炉は乾電池式</p> <p>【女川】同上</p> <p>【女川】名称の相違                      原子炉建屋⇔周辺補機棟</p> <p>【女川】名称の相違                      原子炉建屋⇔周辺補機棟</p> <p>【女川】泊 3 号炉の無線連絡設備（携帯型）は充電式電池と乾電池がある。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、<b>制御建屋地上 3 階の中央制御室、制御建屋地上 2 階、地上 1 階及び地下 1 階</b>で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋付属棟<b>地上 3 階、地上 1 階及び地下 1 階</b>で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、<b>操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</b></p> <p>原子炉建屋原子炉棟<b>地上 2 階、地上 1 階、地下中 1 階、地下 1 階及び地下 2 階</b>で操作する携行型通話装置は、<b>原子炉建屋原子炉棟内</b>で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>原子炉建屋内に中継用ケーブル</b>を敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の<b>設置場所</b>に移動することにより操作が可能である。                      (62-3-2~12)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。                      (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43 条第3 項第五号）                      (i) 要求事項                      地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考</p>	<p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、<b>原子炉補助建屋地上 2 階の中央制御室、原子炉補助建屋地上 5 階、地上 4 階、地上 3 階、地上 1 階中間床、地上 1 階及び地下 2 階</b>で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p><b>周辺補機棟地上 6 階、地上 5 階、地上 4 階、地上 3 階、地上 2 階、地上 1 階及び地下 1 階中間床</b>で操作する携行型通話装置は、<b>周辺補機棟</b>で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、<b>周辺補機棟内に通話装置用ケーブル</b>を敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の<b>操作場所</b>に移動することにより操作が可能である。                      (62-7-1)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。                      (62-7-2, 62-7-3)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43 条第3 項第五号）                      (i) 要求事項                      地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考</p>	<p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】建屋配置設計及び操作場所の相違</p> <p>【女川】名称の相違                      原子炉建屋原子炉棟⇔<b>周辺補機棟</b></p> <p>【女川】記載の相違                      女川：中継用ケーブル、泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【女川】泊 3 号炉では携行型通話装置の使用場所を操作場所として記載している。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>無線連絡設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に保管し、送受話器、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンと位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に保管し、送受話器、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p>	<p>慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内に保管し、<b>送受話器（ページング）</b>、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2~12)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>中央制御室及び緊急時対策所</b>内に保管し、<b>送受話器（ページング）</b>、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策所</b>内に保管し、<b>送受話器（ページング）</b>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、<b>局線加入電話設備</b>、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(62-7-3~9)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所</b>内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p>	<p>慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室<b>及び原子炉補助建屋内</b>に保管し、<b>運転指令設備</b>、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-7-1)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び<b>緊急時対策所待機所</b>内に保管し、<b>運転指令設備</b>、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<b>緊急時対策所指揮所及び中央制御室内</b>に保管し、<b>運転指令設備</b>、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、<b>加入電話設備</b>、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）、<b>衛星電話設備（FAX）</b>及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(62-7-2, 62-7-3)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室<b>及び原子炉補助建屋内</b>に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(62-6-2~12)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び<b>緊急時対策所待機所</b>内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑧記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑨記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】                      無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、5号炉、原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）                      (i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、第3.19-31表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内に保管することで、第3.19-31表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。                      主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。                      携行型通話装置の独立性については、第3.19-32表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。                      無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、第3.19-33表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）から</p>	<p>(62-7-2~9)                      (62-7-2)                      (62-7-2)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）                      (i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、表2.19.40で示すとおり、ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内に保管することで、表2.19.40で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。                      主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備は電気建屋地上2階に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。                      携行型通話装置の独立性については、表2.19.41で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。                      無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池及び乾電池を使用することで、表2.19.42で示すとおり、ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）から</p>	<p>(62-7-2, 62-7-3)                      (62-7-2, 62-7-3)                      (62-7-2, 62-7-3)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）                      (i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池を使用することで、表2.19.40で示すとおり、ディーゼル発電機又は運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備及びディーゼル発電機又は通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管することで、表2.19.40で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。                      主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備は電気建屋地上2階に設置、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。                      携行型通話装置の独立性については、表2.19.41で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。                      無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池及び乾電池を使用することで、表2.19.42で示すとおり、ディーゼル発電機又は運転指令設備電源（蓄電池）から</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり                      【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。</p> <p>【女川】泊3号炉の携行型通話装置の電源は乾電池のみ。                      【女川】電源構成の相違                      泊は、非常用電源設備に加えて、設備専用の電源を設置している。（運転指令設備電源は運転指令設備で利用、通信機械室内電源は電力保安通信用電話設備で利用。）                      ・女川は、非常用交流電源設備の他、通信用電源装置（蓄電池）を送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備の両方で使用。                      ・女川2号炉「泊3号炉」のどちらも蓄電池からの給電となっている。                      【女川】設計基準事故対処設備である、泊3号炉の運転指令設備及び電力保安通信用電話設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた場所には保管されていないが、両設備ともに位置的分散を図っていることから、共通要因で同時に機能を喪失することはない。（島根2号炉も同様）                      【女川】泊3号炉の無線連絡設備（携帯型）は充電式電池と乾電池がある。                      【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      また、無線連絡設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、表3.19-42で示すとおり送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。無線連絡設備（可搬型）の独立性については、表3.19-43で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      また、衛星電話設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、表3.19-44で示すとおり送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、送受話器及び電力保安通信用電話設備の主要設備はコントロール建屋地下2階、5号炉原子炉建屋地上3階、廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）及び地上1階（7号炉）に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、第3.19-36表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>の給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、第3.19-33表で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の独立性については、第3.19-34表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、第3.19-35表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、第3.19-35表で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、第3.19-36表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>電により使用する運転指令設備、並びに、ディーゼル発電機又は通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで、表2.19-38で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所待機所内に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階に設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の独立性については、表2.19-43で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、同様の機能を運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、表2.19-44で示すとおり、ディーゼル発電機又は運転指令設備電源（蓄電池）からの給電により使用する運転指令設備並びに、ディーゼル発電機又は通信機器電源（蓄電池）からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで、表2.19-44で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階並びに、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所地上6階及び管理事務所地上3階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、表2.19-45で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-28参照）  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 建屋及び機器レイアウトの相違  <b>【女川】</b> 名称の相違 女川：緊急時対策建屋、泊：緊急時対策所  <b>【女川】</b> 設計方針の相違。</p> <p><b>【女川】</b> 電源構成の相違 女川2号炉：信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-28参照）  <b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑦記載のとおり。  <b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑦記載のとおり。  <b>【女川】</b> 相違理由は前述とおり 62-100ページ参照。  <b>【女川】</b> 名称の相違                      緊急時対策建屋⇄緊急時対策所</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<p>第3.19-31表 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器(バーゼンダ)</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水溜</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置(蓄電池)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>原子伊補屋地上1階</td> <td>制御棟屋地上2階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回路(伝送路)</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>原子伊補助建屋地上2階(保管場所)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器(バーゼンダ)	電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	ポンプ	不要	不要	不要	水溜	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置(蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)	制御棟屋地上2階	原子伊補屋地上1階	制御棟屋地上2階	回路(伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	主要設備設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置	制御棟屋地上2階	制御棟屋地上2階	原子伊補助建屋地上2階(保管場所)	<p>表2.19-40 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水溜</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>運転指令設備電源(蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>電気建屋地上2階</td> <td>ディーゼル発電機建屋地上1階</td> <td>原子伊補助建屋地上2階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回路(伝送路)</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>電気建屋地上2階</td> <td>総合管理事務所地上0階及び管理事務所地上3階</td> <td>原子伊補助建屋地上2階(保管場所)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	ポンプ	不要	不要	不要	水溜	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	運転指令設備電源(蓄電池)	ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)	電気建屋地上2階	ディーゼル発電機建屋地上1階	原子伊補助建屋地上2階	回路(伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	主要設備設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置	電気建屋地上2階	総合管理事務所地上0階及び管理事務所地上3階	原子伊補助建屋地上2階(保管場所)	<p>【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置(蓄電池)、泊3号炉：運転指令設備電源(蓄電池)・通信機器電源(蓄電池)(62-28参照)</p> <p>【女川】機器配置設計の相違</p>
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																
	送受話器(バーゼンダ)	電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																																
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																
水溜	不要	不要	不要																																																																																																
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																
駆動電源	通信用電源装置(蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)																																																																																																
	制御棟屋地上2階	原子伊補屋地上1階	制御棟屋地上2階																																																																																																
回路(伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																
	有線系回線	有線系回線	有線系回線																																																																																																
主要設備設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置																																																																																																
	制御棟屋地上2階	制御棟屋地上2階	原子伊補助建屋地上2階(保管場所)																																																																																																
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																																
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																
水溜	不要	不要	不要																																																																																																
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																
駆動電源	運転指令設備電源(蓄電池)	ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)																																																																																																
	電気建屋地上2階	ディーゼル発電機建屋地上1階	原子伊補助建屋地上2階																																																																																																
回路(伝送路)	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																
	有線系回線	有線系回線	有線系回線																																																																																																
主要設備設置場所	制御装置	交換機	携行型通話装置																																																																																																
	電気建屋地上2階	総合管理事務所地上0階及び管理事務所地上3階	原子伊補助建屋地上2階(保管場所)																																																																																																
	<p>第3.19-32表 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>制御棟屋及び原子伊補屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動S<sub>0</sub>で機能維持できる設計とすることで、基準地震動S<sub>1</sub>が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>携行型通話装置を保管する制御棟屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~5) (62-3-2~12) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	共通要因故障	地震	制御棟屋及び原子伊補屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動S <sub>1</sub> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	携行型通話装置を保管する制御棟屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表2.19-41 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>原子伊補助建屋及び原子伊建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>携行型通話装置を保管する原子伊補助建屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-4-9~13) (62-2-2, 62-2-3) (62-4-2)</p>	項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置	共通要因故障	地震	原子伊補助建屋及び原子伊建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	携行型通話装置を保管する原子伊補助建屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																					
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																
	送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																																	
共通要因故障	地震	制御棟屋及び原子伊補屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動S <sub>1</sub> が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																																	
	津波	携行型通話装置を保管する制御棟屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																	
	火災	設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																	
	溢水	設計基準対象施設である送受話器(バーゼンダ)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																	
項目	設計基準対象施設	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																	
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	携行型通話装置																																																																																																	
共通要因故障	地震	原子伊補助建屋及び原子伊建屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通話機及び専用接続箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																																	
	津波	携行型通話装置を保管する原子伊補助建屋は、防備場を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																	
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-7 重大事故等対応設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																	
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			
【 <b>柏崎</b> 列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】			
表 3.19-42 無線連絡設備（可搬型）の多様性又は位置的分散			
項目	設計基準対象施設		
	送受話器	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（可搬型）
ポンプ	不要	不要	不要
水取	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	充電器（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	充電器（蓄電池）
	コントロール棟 地下2階	原子炉建屋 地上1階	廃棄物処理建屋 地下1階、5号炉原子炉建屋 地上3階
流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（可搬型）
	コントロール棟 地下2階	廃棄物処理建屋 地下1階（6号炉）、地上1階（7号炉）、5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋 地上3階（保管場所）

女川原子力発電所2号炉			
第3.19-33表 無線連絡設備（携帯型）の多様性又は位置的分散			
項目	設計基準対象施設		
	送受話器（ベーンダック）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水取	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）
	制御棟 地上2階、緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	制御棟 地上2階
流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（携帯型）
	制御棟 地上2階、緊急時対策建屋 地上1階	制御棟 地上2階	制御棟 地上2階、緊急時対策建屋 地下2階（保管場所）

第3.19-34表 無線連絡設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性		
項目	設計基準対象施設	
	送受話器（ベーンダック）及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。また、耐震性が確保された制御棟及び緊急時対策所に保管し、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とすることで、基準地震動S <sub>1</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	—	無線連絡設備（携帯型）を保管する制御棟は防漏堤を設ける設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である送受話器（ベーンダック）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」について）に示す。	無線連絡設備（携帯型）を保管する原子炉補助建屋は、防漏堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
溢水	設計基準対象施設である送受話器（ベーンダック）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針」について）に示す。	無線連絡設備（携帯型）を保管する原子炉補助建屋は、防漏堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。

(62-2-2~5)  
 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-13, 62-3-14)  
 (62-4-3)

泊発電所3号炉			
表 2.19-42 無線連絡設備（携帯型）の多様性又は位置的分散			
項目	設計基準対象施設		
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
ポンプ	不要	不要	不要
水取	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	運転指令設備（蓄電池）	ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）
	電気制御 地上2階	ディーゼル発電機 地上1階	総合管理事務所 地上1階及び管理業務所 地上2階
流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内
	有線系回線	有線系回線	無線系回線
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（携帯型）
	電気制御 地上2階	総合管理事務所 地上1階及び管理業務所 地上2階	原子炉制御棟 地上2階、緊急時対策所 地下2階（保管場所）

表 2.19-43 無線連絡設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性		
項目	設計基準対象施設	
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）
地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。また、耐震性が確保された原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に保管し、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動S <sub>1</sub> が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
	—	無線連絡設備（携帯型）を保管する原子炉補助建屋は、防漏堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」について）に示す。	無線連絡設備（携帯型）を保管する原子炉補助建屋は、防漏堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針」について）に示す。	無線連絡設備（携帯型）を保管する原子炉補助建屋は、防漏堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。

(62-4-9~13)  
 (62-2-2, 62-2-4)  
 (62-4-2)

相違理由	
【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり	
【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-28参照）	
【女川】機器配置設計の相違	
【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり	
【女川】設計の相違 2-2⑧記載のとおり。	
【女川】設計の相違 2-2⑧記載のとおり。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉

表3.19-43 無線連絡設備（可搬型）の設計基準対象施設との独立性

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	送受話器及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（可搬型）	
地震	—	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管し、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
津波	—	—	無線連絡設備（可搬型）を保管する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である無線連絡設備（可搬型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。		
溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である無線連絡設備（可搬型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。		

(62-2-2~6)  
(62-3-2, 62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16)  
(62-4-3)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表3.19-44 衛星電話設備（可搬型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	送受話器	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（可搬型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	充電器（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	充電器（蓄電池）	充電式電池（本体内部）
	コントロール建屋地下2階	原子炉建屋地上1階	廃棄物処理建屋地下1階、5号炉原子炉建屋地上3階	
流路（伝送路）	発電所内		発電所内	発電所内
	有線系回線		有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	制御装置		交換機	衛星電話設備（可搬型）
	コントロール建屋地下2階		廃棄物処理建屋地下1階（6号炉）、地上1階（7号炉）、5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階（保管場所）

(62-2-2~6)  
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)  
(62-4-3)

女川原子力発電所2号炉

第3.19-35表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	送受話器（バーゼンク）	電力保安通信用電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）
	制御建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階
流路（伝送路）	発電所内		発電所内
	有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	制御装置		交換機
	制御建屋地上2階、緊急時対策建屋地上1階		緊急時対策建屋地下2階（保管場所）

第3.19-36表 衛星電話設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	送受話器（バーゼンク）及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
地震	—	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Saで機能維持できる設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
津波	—	—	衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である送受話器（バーゼンク）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である衛星電話設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。		
溢水	設計基準対象施設である送受話器（バーゼンク）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である衛星電話設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。		

(62-2-2~6)  
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)  
(62-4-3)

泊発電所3号炉

表2.19.44 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所内）

項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	運転指令設備（蓄電池）	ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	充電式電池（本体内部）
	電気建屋地上2階	ディーゼル発電機建屋地上1階	総合管理事務所地上4階及び管理事務所地上3階	
流路（伝送路）	発電所内		発電所内	発電所内
	有線系回線		有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	制御装置		交換機	衛星電話設備（携帯型）
	電気建屋地上2階		総合管理事務所地上4階及び管理事務所地上3階	原子炉補助建屋地上2階、緊急時対策所の保管場所

表2.19.45 衛星電話設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）

項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和设备
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（携帯型）	
地震	—	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管し、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
津波	—	—	衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。
火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である衛星電話設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。		
溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和设备である衛星電話設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。		

(62-4-9~13)  
(62-2-2, 62-2-4)  
(62-4-2)

相違理由

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源（蓄電池）・通信機器電源（蓄電池）（62-28参照）

【女川】機器配置設計の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。

【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉			女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
表 3.19-45 衛星電話設備（可搬型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）					
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備		
	送受話器及び 電力保安通信用電話設備		衛星電話設備（可搬型）		
共通 要因 故障	地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された S 号伊原子が建屋内緊急時対策内に保管し、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。		
	津波	—	衛星電話設備（可搬型）を保管する S 号伊原子が建屋内緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。		
	火災	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す）。			
	溢水	設計基準対象施設である送受話器及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（可搬型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す）。			
(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-10, 62-3-11, 62-3-13, 62-3-16) (62-4-3)					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、SPDS伝送装置により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第3.19-1図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を第3.19-37表に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、ERSS伝送サーバ及びデータ収集計算機により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を図2.19-1、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を表2.19-46に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2①記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p><b>【柏崎列羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備【常設】 ②衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星無線通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup>（燃料補給設備を含む）</td> <td>常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】①②③④ 可搬ケーブル【可搬】①②③④ 負荷変圧器【常設】①②③④ 交流分電盤【常設】①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】①②③④ タンクローリ（4kL）【可搬】①②③④</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。                  電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料補給設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、可搬ケーブル、負荷変圧器及び交流分電盤については「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備【常設】 ②衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星無線通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】①②③④ 可搬ケーブル【可搬】①②③④ 負荷変圧器【常設】①②③④ 交流分電盤【常設】①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】①②③④ タンクローリ（4kL）【可搬】①②③④	計装設備	—	<p>第3.19-37表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①②④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup></td> <td>常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。                  電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線J系については、「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①②④	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup>	常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④	計装設備	—	<p>表2.19.46 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備（発電所外）【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】①、② 無線通信装置【常設】④ 衛星通信装置【常設】④ 有線（建屋内）【常設】①、②、④、⑤</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>※1</sup></td> <td>・常設代替交流電源設備①、②、④、⑤ ・代替非常用発電機【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・緊急時対策所用交流電源設備①、②、④ ・緊急時対策所用発電機【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・可搬型代替交流電源設備⑤ ・可搬型代替電源車【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・無停電電源①、②、④、⑤</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-6に示す。                  電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備については、「2.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備（発電所外）【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】①、② 無線通信装置【常設】④ 衛星通信装置【常設】④ 有線（建屋内）【常設】①、②、④、⑤	注水先	—	電源設備 <sup>※1</sup>	・常設代替交流電源設備①、②、④、⑤ ・代替非常用発電機【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・緊急時対策所用交流電源設備①、②、④ ・緊急時対策所用発電機【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・可搬型代替交流電源設備⑤ ・可搬型代替電源車【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・無停電電源①、②、④、⑤	計装設備	—	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違                  記載箇所の相違                  【女川】電源構成の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備【常設】 ②衛星電話設備（可搬型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星無線通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 <sup>※1</sup> （燃料補給設備を含む）	常設代替交流電源設備① 第一ガスタービン発電機【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（16kL）【可搬】 第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 タンクローリ（4kL）【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】①②③④ 可搬ケーブル【可搬】①②③④ 負荷変圧器【常設】①②③④ 交流分電盤【常設】①②③④ 燃料補給設備 軽油タンク【常設】①②③④ タンクローリ（4kL）【可搬】①②③④																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①②④																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 <sup>※1</sup>	常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備（発電所外）【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】①、② 無線通信装置【常設】④ 衛星通信装置【常設】④ 有線（建屋内）【常設】①、②、④、⑤																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 <sup>※1</sup>	・常設代替交流電源設備①、②、④、⑤ ・代替非常用発電機【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・緊急時対策所用交流電源設備①、②、④ ・緊急時対策所用発電機【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・可搬型代替交流電源設備⑤ ・可搬型代替電源車【可搬】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 ・燃料タンクSA【常設】 ・可搬型タンクローリ【可搬】 ・無停電電源①、②、④、⑤																																																		
計装設備	—																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(1) 衛星電話設備（6号及び7号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>設備名：衛星電話設備（常設）</li> <li>使用回線：衛星系回線</li> <li>個数：1式</li> <li>取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階 <u>（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</u></li> </ul> <p>設備名：衛星電話設備（可搬型）</p> <p>使用回線：衛星系回線</p> <p>個数：1式 使用場所：屋外</p> <p>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階 <u>（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</u></p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>緊急時対策所</u></li> </ul>	<p>3.19.2.2.2 主要設備の仕様                      主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>中央制御室（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>制御建屋地上3階（中央制御室）</p> <p>(2) 衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>使用場所 屋外</p> <p>保管場所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul>	<p>2.19.2.2.2 主要設備の仕様                      主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> </ul> <p>通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策所指揮所</p> <p>原子炉補助建屋地上2階（中央制御室）</p> <p>(2) 衛星電話設備（FAX）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策所指揮所</p> <p>(3) 衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>使用場所 屋外</p> <p>保管場所 緊急時対策所指揮所</p> <p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備                      兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul>	<p>【女川】設計の相違2-2㉔のとおり、泊発電所3号炉に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）の兼用の記載をしない。                      （大飯3 / 4号炉と同様）</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3㉔のとおり</p> <p>【女川】機器配置設計の相違</p> <p>【女川】設計の相違2-2㉖記載のとおり。</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3㉔のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>設備名：テレビ会議システム                      使用回線：有線系回線、衛星系回線                      個数：1式（6号及び7号炉共用）                      取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階                      （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>設備名：IP-電話機                      使用回線：有線系回線、衛星系回線                      個数：1式（6号及び7号炉共用）                      取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階                      （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>設備名：IP-FAX                      使用回線：有線系回線、衛星系回線                      個数：1式（6号及び7号炉共用）                      取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階                      （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>(4) データ伝送設備                      設備名：緊急時対策支援システム伝送装置                      使用回線：有線系回線、衛星系回線                      個数：1式（6号及び7号炉共用）                      取付箇所：5号炉原子炉建屋地上3階                      （5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p>	<p>a. テレビ会議システム                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>b. IP 電話                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>c. IP-FAX                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地上2階（緊急時対策所）</p> <p>(4) データ伝送設備                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>設備名 SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p>	<p>a. テレビ会議システム                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所</p> <p>b. IP 電話                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所</p> <p>c. IP-FAX                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 緊急時対策所指揮所</p> <p>(5) データ伝送設備（発電所外）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故時等）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. データ収集計算機                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 原子炉補助建屋地上2階</p> <p>b. ERSS伝送サーバー                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式                      取付箇所 原子炉補助建屋地上2階</p>	<p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所                      【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違                      女川2号炉では、安全パラメータ表示システムのみ緊急時対策所との兼用としているものの、泊3号炉では、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）ともに緊急時対策所と兼用することとしている。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。                      【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表3.19-47に示す設計とする。</p>	<p>3.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-38表に示す設計とする。</p>	<p>2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所指揮所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19.47に示す設計とする。</p> <p>表2.19.47 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（FAX））</p> <table border="1" data-bbox="1249 1013 1821 1353"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を透過する系統への影響</td> <td>海水を透過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所指揮所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1, 62-2-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を透過する系統への影響	海水を透過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>【女川】設計の相違 2-2⑤のとおり。衛星電話設備（FAX）は発電所外のみ通信連絡設備となることから、当箇所での説明となる。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p>
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																
海水を透過する系統への影響	海水を透過することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>表3.19-47 想定する環境条件及び荷重条件                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="100 215 638 574"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-12)</p>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.19-38表 想定する環境条件及び荷重条件                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="660 231 1220 630"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表2.19.48 想定する環境条件及び荷重条件                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1249 231 1814 630"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-1, 62-2-4)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）は、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所指揮所において、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19.49に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p><b>【女川】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
考慮する外的事象	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所指揮所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。																																												
風(台風)・積雪	緊急時対策所指揮所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
<p><b>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作端末を操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP電話機は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作端末を操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP電話は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所指揮所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作端末を操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP電話は、通信連絡を行うための操作をするに当たり、発電所災</p>	<p><b>【女川】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p><b>【女川】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違 2-3②のとおり</p>																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋<sup>5</sup>内緊急時対策所<sup>5</sup>内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、緊急時対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である5号炉原子炉建屋<sup>5</sup>内緊急時対策所<sup>5</sup>内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表3.19-48に示す。</p> <table border="1" data-bbox="100 790 633 938"> <caption>表3.19-48 操作対象機器 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP-電話機、 IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-6)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、第3.19-40表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム、 IP-電話機、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作	<p>等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所<sup>5</sup>内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所<sup>5</sup>内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-39表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="689 842 1223 944"> <caption>第3.19-39表 操作対象機器 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-5)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、表2.19-52に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所<sup>5</sup>指揮所<sup>5</sup>内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、発電所災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所<sup>5</sup>指揮所<sup>5</sup>内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について表2.19-50に示す。</p> <p>表2.19-49 操作対象機器（衛星電話設備（FAX））</p> <table border="1" data-bbox="1254 641 1832 743"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備(FAX)</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-3)</p> <p>表2.19-50 操作対象機器 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1254 842 1832 944"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-7-5)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）は、表2.19-51に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、表2.19-52に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備(FAX)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
テレビ会議システム、 IP-電話機、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	スイッチ操作																																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
衛星電話設備(FAX)	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所指揮所	スイッチ操作																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>た、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-40表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="663 501 1229 647"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-9~12)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）                  (i) 要求事項                  本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）                  (i) 要求事項                  工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                  統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	<p>外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.19.51 衛星電話設備 (FAX) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1252 240 1818 387"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-9, 62-3-10)</p> <p>表2.19.52 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1252 501 1818 647"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-9, 62-3-11~13)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）                  (i) 要求事項                  本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                  衛星電話設備 (FAX) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）                  (i) 要求事項                  工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                  (ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                  衛星電話設備 (FAX) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、携帯電話及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑤記載のとおり。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																								
運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																								
	外観点検	外観の確認																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																								
	外観検査	外観の確認																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																								
	外観検査	外観の確認																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉 (62-4-6~8)	泊発電所3号炉 (62-4-5~7)	相違理由																								
<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】                      統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を表3.19-50に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表3.19-50 操作対象機器設置場所                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="94 1117 645 1212"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-12) (62-8-6)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を第3.19-41表に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-41表 操作対象機器設置場所                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="689 1141 1205 1228"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14) (62-8-5)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（FAX）の設置場所、操作場所を表2.19.53に示す。衛星電話設備（FAX）は、緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を表2.19.54に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所指揮所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>表2.19.53 操作対象機器設置場所（衛星電話設備（FAX））</p> <table border="1" data-bbox="1254 877 1818 965"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備(FAX)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-4) (62-7-3)</p> <p>表2.19.54 操作対象機器設置場所                      (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1254 1133 1818 1236"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-4) (62-7-5)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(FAX)	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	<p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>
機器名称	設置場所	操作場所																									
テレビ会議システム IP-電話機、 IP-FAX	5号炉原子炉建屋 地上3階	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所																									
機器名称	設置場所	操作場所																									
テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																									
機器名称	設置場所	操作場所																									
衛星電話設備(FAX)	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																									
機器名称	設置場所	操作場所																									
テレビ会議システム、 IP-電話、 IP-FAX	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																											
<p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-42表に示す対応とする。</p> <p>第3.19-42表 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備）</p> <table border="1" data-bbox="660 699 1227 1088"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉補助建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表2.19-55に示す対応とする。</p> <p>表2.19-55 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備（発電所外））</p> <table border="1" data-bbox="1249 699 1816 1088"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-1, 62-2-2)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計の相違 2-2@記載のとおり。                  【女川】設計の相違 2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2@記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2@記載のとおり。</p>
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																													
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																													
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																													
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えらるる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																													
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																													
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																													
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																
<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43 条第1 項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、第3.19-43表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-43 表 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="663 611 1211 740"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-13, 62-5-15)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43 条第1 項第四号）                      (i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43 条第1 項第五号）                      (i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさな</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認	外観検査	外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）                      (i) 要求事項                      健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、表2.19.56に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.19.56 データ伝送設備（発電所外）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1261 611 1809 740"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能(データの伝送)の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-14, 62-3-16)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）                      (i) 要求事項                      本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）                      (i) 要求事項                      工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認	外観検査	外観の確認		
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能(データの伝送)の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>い設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43 条第1 項第六号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p>	<p>響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）                      (i) 要求事項                      想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<b>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</b>】</p> <p>衛星電話設備（常設）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する衛星電話設備（社内向）及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。</b></p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-6-6)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                  (i) 要求事項                  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを</p>	<p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針                  3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）                  (i) 要求事項                  想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-5-3, 62-5-5, 62-5-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-5-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                  (i) 要求事項                  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子</p>	<p>2.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針                  2.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）                  (i) 要求事項                  想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所指揮所内に必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-5-3, 62-5-5, 62-5-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(62-5-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）                  (i) 要求事項                  二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性                  基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び統合原子</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【<a href="#">拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】                      常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（常設）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、コントロール建屋地上2階、5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、表3.19-53及び表3.19-54に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>【<a href="#">拍崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</a>】                      重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する。                      また、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、5号炉原子炉建屋地上3階に設置し、表3.19-55及び表3.19-56で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>用いた通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">2.3.1</a> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、<a href="#">第3.19-44表</a>及び<a href="#">第3.19-45表</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置する。                      また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋地下2階に設置し、<a href="#">第3.19-46表</a>及び<a href="#">第3.19-47表</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）                      (i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。                      (ii) 適合性                      基本方針については、「<a href="#">1.3.1</a> 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、原子炉補助建屋地上2階及び緊急時対策所指揮所内に設置し、<a href="#">表2.19.57</a>、<a href="#">表2.19.58</a>及び<a href="#">表2.19.59</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（FAX）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所指揮所内に設置し、<a href="#">表2.19.58</a>及び<a href="#">表2.19.59</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所内に設置する。                      また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所指揮所内に設置し、<a href="#">表2.19.60</a>及び<a href="#">表2.19.61</a>で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【<a href="#">拍崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p> <p>【<a href="#">女川</a>】名称の相違                      緊急時対策建屋⇄緊急時対策所</p> <p>【<a href="#">女川</a>】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。</p> <p>【<a href="#">拍崎</a>】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 3.19-53 衛星電話設備（常設）の多様性又は位置的分散（発電所外）（1/2）（中央制御室）

項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備
	テレビ会議システム（社内用）	専用電話設備	衛星電話設備（社内用）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備（第一グループ・ピン発電機）
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	屋外（7号炉タービン建屋南側） 屋外（原子炉建屋電源車第一設置場所又は第二設置場所）
送路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
	有線系回線（電力保安通信用回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	テレビ会議システム（社内用）	専用電話設備	衛星電話設備（社内用）	衛星電話設備（常設）
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	コントロール建屋地上2階

表 3.19-53 衛星電話設備（常設）の多様性又は位置的分散（発電所外）（2/2）（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備
	テレビ会議システム（社内用）	専用電話設備	衛星電話設備（社内用）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	代替交流電源設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備）
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	屋外（5号炉東側保管庫内）
送路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
	有線系回線（電力保安通信用回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	テレビ会議システム（社内用）	専用電話設備	衛星電話設備（社内用）	衛星電話設備（常設）
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階

女川原子力発電所2号炉

第3.19-44表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所外）（1/2）（中央制御室）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	12V充電機（12V充電機）	通信用電源装置（蓄電池、充電機）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機
	制御室地下1階	制御室地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階
送路（伝送路）	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	衛星電話設備（固定型）
主要設備設置場所	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階

第3.19-44表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所外）（2/2）（緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	12V充電機（12V充電機）	通信用電源装置（蓄電池、充電機）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機
	制御室地下1階	制御室地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階
送路（伝送路）	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	衛星電話設備（固定型）
主要設備設置場所	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階	制御室地上1階

泊発電所3号炉

表2.19.57 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所外）（1/2）（中央制御室）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機
	制御室地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階
送路（伝送路）	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	衛星電話設備（固定型）
主要設備設置場所	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機

表2.19.58 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の多様性又は位置的分散（発電所外）（2/2）（緊急時対策所）

項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機
	制御室地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階
送路（伝送路）	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX）
主要設備設置場所	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源・通信機械室内電源（62-28参照）

【女川】機器配置設計の相違

【女川】名称の相違  
制御建屋⇔原子炉補助建屋

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。  
【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり  
【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。  
【女川】機器配置設計の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉															
【 <b>柏崎刈羽6/7号炉</b> まとめ資料より参考掲載】															
表 3.19-54 衛星電話設備（常設）の頑健性（発電所外）															
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <td colspan="4">衛星電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">衛星電話設備（常設）は、耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table>				重大事故緩和設備				衛星電話設備（常設）				衛星電話設備（常設）は、耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。			
重大事故緩和設備															
衛星電話設備（常設）															
衛星電話設備（常設）は、耐震性を有するコントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。															
(62-2-2~4, 62-2-7, 62-2-8) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-12) (62-4-6, 62-4-8)															
表 3.19-55 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性															
項目	設計基準対象施設		防止でも緩和でもない重大事故等対処設備												
	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	衛星電話設備（社内向）												
ポンプ	不要	不要	不要												
水取	不要	不要	不要												
駆動用空気	不要	不要	不要												
潤滑油	不要	不要	不要												
冷却水	不要	不要	不要												
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機												
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階												
変路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外												
主要設備設置場所	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	衛星電話設備（社内向）												
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階												

表 3.19-56 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故等対処設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。			
(62-2-4, 62-2-8) (62-3-2, 62-3-12) (62-4-6~8)			

女川原子力発電所2号炉																							
第3.19-45表 衛星電話設備（固定型）の頑健性（発電所外）																							
<table border="1"> <tr> <th colspan="6">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <td colspan="6">衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table>						重大事故緩和設備						衛星電話設備（固定型）						衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。					
重大事故緩和設備																							
衛星電話設備（固定型）																							
衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																							
(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)																							
第3.19-46表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性																							
項目	設計基準対象施設			防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																			
	電力保安設備用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																		
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																		
水取	不要	不要	不要	不要	不要																		
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																		
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																		
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																		
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機																		
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階																		
変路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外																		
主要設備設置場所	電力保安設備用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																		
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階																		

第3.19-47表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故等対処設備					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動 Sa で機能維持できる設計とすることで、基準地震動 Sa が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。					
(62-2-3, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-14) (62-4-6~8)					

泊発電所3号炉																													
表 2.19.59 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の頑健性（発電所外）																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="6">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <td colspan="6">衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所指揮所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">衛星電話設備（FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table>						重大事故緩和設備						衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）						衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所指揮所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。						衛星電話設備（FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。					
重大事故緩和設備																													
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）																													
衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所指揮所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																													
衛星電話設備（FAX）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																													
(62-4-9~13) (62-2-2, 62-2-4) (62-4-2, 62-4-5, 62-4-6)																													
表 2.19.60 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性																													
項目	設計基準対象施設				防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																								
	電力保安設備用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																								
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																								
水取	不要	不要	不要	不要	不要																								
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																								
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																								
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																								
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機																								
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階																								
変路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外																								
主要設備設置場所	電力保安設備用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																								
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階																								

表 2.19.61 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性

防止でも緩和でもない重大事故等対処設備					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備					
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動で機能維持できる設計とすることで、基準地震動が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。					
(62-4-10, 62-4-11, 62-4-13) (62-2-1, 62-2-4) (62-4-5~7)					

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。  
 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑥記載のとおり。

【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり  
 【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設備構成の相違  
 泊3号炉は、衛星通信装置が原子炉補助建屋に設置されていることから、無線通信装置が必要となる。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-6-12~24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがな</p>	<p>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項                      想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(62-5-12~19)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項                      二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項                      常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備（発電所外）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがな</p>	<p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																										
	<p>いよう、第3.19-48表及び第3.19-49表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第3.19-48表 データ伝送設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="665 268 1234 821"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="3">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">SFDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駆動電源</td> <td>125V充電器 (125V蓄電池)</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td>緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>屋外 (緊急用建屋) 建屋地上1階</td> <td>屋外 (緊急時対策建屋北側)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電所内 建屋内</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経路 (伝送路)</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無線系回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="3">SFDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="3">緊急時対策建屋 地下2階</td> </tr> </table> <p>第3.19-49表 データ伝送設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="665 986 1234 1177"> <tr> <td colspan="2">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備としてのSFDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動S<sub>0</sub>で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6)                  (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)                  (62-4-9)</p>	項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備			データ伝送設備			SFDS伝送装置			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))	緊急時対策建屋 地上1階	屋外 (緊急用建屋) 建屋地上1階	屋外 (緊急時対策建屋北側)	発電所内 建屋内		発電所外	経路 (伝送路)	有線系回線		有線系回線	無線系回線		衛星系回線	SFDS伝送装置			主要設備設置場所	緊急時対策建屋 地下2階			防止でも緩和でもない重大事故対処設備		データ伝送設備		データ伝送設備としてのSFDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とする。		<p>いよう、表2.19.62及び表2.19.63に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>表2.19.62 データ伝送設備（発電所外）の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1254 268 1823 845"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="3">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ伝送設備(発電所外)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ERSS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駆動電源</td> <td>非常用電源設備 (ディーゼル発電機)</td> <td>常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替電源車)</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋 地上1階</td> <td>屋外(3号炉東側)31m<sup>2</sup>エリア</td> <td>屋外(1号炉西側)31m<sup>2</sup>エリア、2号炉東側)31m<sup>2</sup>エリア(a)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電所内 建屋内</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経路 (伝送路)</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">—</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ伝送設備(発電所外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="3">原子炉補助建屋 地上2階</td> </tr> </table> <p>表2.19.63 データ伝送設備（発電所外）の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1254 986 1823 1209"> <tr> <td colspan="2">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備(発電所外)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ERSS伝送サーバ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備(発電所外)としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-4-10, 62-4-11, 62-4-14)                  (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4)                  (62-4-8)</p>	項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備			データ伝送設備(発電所外)			ERSS伝送サーバ			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	非常用電源設備 (ディーゼル発電機)	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)	可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替電源車)	ディーゼル発電機建屋 地上1階	屋外(3号炉東側)31m <sup>2</sup> エリア	屋外(1号炉西側)31m <sup>2</sup> エリア、2号炉東側)31m <sup>2</sup> エリア(a)	発電所内 建屋内		発電所外	経路 (伝送路)	有線系回線		有線系回線	—		衛星系回線	データ伝送設備(発電所外)			主要設備設置場所	原子炉補助建屋 地上2階			防止でも緩和でもない重大事故対処設備		データ伝送設備(発電所外)		ERSS伝送サーバ		データ伝送設備(発電所外)としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。		<p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p> <p>【女川】設計の相違 2-2④記載のとおり。</p>
項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																												
	データ伝送設備																																																																																																																												
	SFDS伝送装置																																																																																																																												
ポンプ	不要																																																																																																																												
水源	不要																																																																																																																												
駆動用空気	不要																																																																																																																												
潤滑油	不要																																																																																																																												
冷却水	不要																																																																																																																												
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策用))																																																																																																																										
	緊急時対策建屋 地上1階	屋外 (緊急用建屋) 建屋地上1階	屋外 (緊急時対策建屋北側)																																																																																																																										
	発電所内 建屋内		発電所外																																																																																																																										
経路 (伝送路)	有線系回線		有線系回線																																																																																																																										
	無線系回線		衛星系回線																																																																																																																										
	SFDS伝送装置																																																																																																																												
主要設備設置場所	緊急時対策建屋 地下2階																																																																																																																												
	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																												
データ伝送設備																																																																																																																													
データ伝送設備としてのSFDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持できる設計とする。																																																																																																																													
項目	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																												
	データ伝送設備(発電所外)																																																																																																																												
	ERSS伝送サーバ																																																																																																																												
ポンプ	不要																																																																																																																												
水源	不要																																																																																																																												
駆動用空気	不要																																																																																																																												
潤滑油	不要																																																																																																																												
冷却水	不要																																																																																																																												
駆動電源	非常用電源設備 (ディーゼル発電機)	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)	可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替電源車)																																																																																																																										
	ディーゼル発電機建屋 地上1階	屋外(3号炉東側)31m <sup>2</sup> エリア	屋外(1号炉西側)31m <sup>2</sup> エリア、2号炉東側)31m <sup>2</sup> エリア(a)																																																																																																																										
	発電所内 建屋内		発電所外																																																																																																																										
経路 (伝送路)	有線系回線		有線系回線																																																																																																																										
	—		衛星系回線																																																																																																																										
	データ伝送設備(発電所外)																																																																																																																												
主要設備設置場所	原子炉補助建屋 地上2階																																																																																																																												
	防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																												
データ伝送設備(発電所外)																																																																																																																													
ERSS伝送サーバ																																																																																																																													
データ伝送設備(発電所外)としてのERSS伝送サーバは、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>【拍崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】                      可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（可搬型）は、共通要因によって、同様の機能を持つテレビ会議システム（社内向）、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋地上3階に保管し、表3.19-59及び表3.19-60で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（携帯型）は、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、第3.19-50表及び第3.19-51表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>2.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>2.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項                      重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（携帯型）は、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所内に保管し、表2.19-64及び表2.19-65で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】名称の相違                      使用済燃料貯蔵槽⇔使用済燃料ピット</p> <p>【女川】名称の相違                      緊急時対策建屋⇔緊急時対策所</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉				
【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】				
表 3.19-59 衛星電話設備（可搬型）の多様性又は位置的分散（発電所外）				
項目	設計基準対象施設			重大事故緩和設備
	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	衛星電話設備（社内向）	
ポンプ	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要
駆動電源	非常用ディーゼル発電機	乾電池	非常用ディーゼル発電機	充電式電池（本体内部）
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階	
流路（伝送路）	発電所外	発電所外	発電所外	発電所外
	有線系回線（電力保安通信用回線）	有線系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	テレビ会議システム（社内向）	専用電話設備	衛星電話設備（社内向）	衛星電話設備（可搬型）
	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階（保管場所）
表 3.19-60 衛星電話設備（可搬型）の頑健性（発電所外）				
重大事故緩和設備				
衛星電話設備（可搬型）				
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。また、耐震性が確保された5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。				
(62-2-4, 62-2-7, 62-2-8) (62-3-2, 62-3-13) (62-4-6, 62-4-8)				

女川原子力発電所2号炉					
第3.19-50表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所外）					
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	120V(本機用) 110V(管理用) 衛星用蓄電池1号機	非常用ディーゼル発電機	通信事業者回線からの給電	充電式電池(本体内部)	
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階		
流路（伝送路）	発電所外		発電所外		発電所外
	有線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）		衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	衛星加入電話設備	衛星電話設備（携帯型）
	緊急時対策所地上3階	緊急時対策所地上3階	緊急時対策所地上1階	緊急時対策所地上3階（保管場所）	
第3.19-51表 衛星電話設備（携帯型）の頑健性					
重大事故緩和設備					
衛星電話設備（携帯型）					
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。					
(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)					

泊発電所3号炉					
表 2.19.64 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所外）					
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要
水源	不要	不要	不要	不要	不要
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要
駆動電源	通信事業者回線（衛星機）	非常用ディーゼル発電機	通信事業者回線からの給電	充電式電池(本体内部)	
	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上1階		
流路（伝送路）	発電所外		発電所外		発電所外
	有線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）		衛星系回線（通信事業者回線）
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星電話設備（携帯型）
	緊急時対策所地上3階、管理事務所地上3階	緊急時対策所地上3階	緊急時対策所地上1階	緊急時対策所地上3階（保管場所）	
表 2.19.65 衛星電話設備（携帯型）の頑健性					
重大事故緩和設備					
衛星電話設備（携帯型）					
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。また、耐震性が確保された緊急時対策所保管所及び原子炉補助建屋内に保管し、基準地震動で機能維持できる設計とする。					
(62-4-9~12) (62-2-1, 62-2-2, 62-2-4) (62-4-2, 62-4-5, 62-4-6)					

相違理由

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】電源構成の相違 女川2号炉：通信用電源装置（蓄電池）、泊3号炉：運転指令設備電源・通信機械室内電源（62-28参照）

【女川】名称の相違  
緊急時対策建屋⇔緊急時対策所

【女川】機器配置設計の相違

【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

【女川】設計の相違 2-2⑦記載のとおり。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB1-9 r.5.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
比較表

### 2.20 1次冷却設備

令和5年5月  
北海道電力株式会社

**比較結果等を取りまとめた資料**

**1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

**1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-3) バックフィット関連事項**

なし

**2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要**

**2-1) 編集上の差異**

なし

**2-2) その他 3連比較表の作成方針**

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.20 1次冷却設備</p> <p>2.20.1 概要                      1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器（炉心支持構造物を含む）及び加圧器については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>炉心支持構造物は、重大事故時において、1次冷却材の流路として炉心形状維持が十分確保できる設計とする。</p> </div> <p style="text-align: center;">伊方3号炉</p> <p>2.20.1.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。                      流路として使用する蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管等から構成される1次冷却設備は、重大事故等対処設備として構成される系統以外の他の系統・設備へ流入しないよう、隔離弁を設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>3.20 原子炉圧力容器</p> <p>5. 原子炉冷却系統施設</p> <p>5.1 原子炉圧力容器及び1次冷却材設備</p> <p>5.1.2 重大事故等時</p> <p>5.1.2.1 概要                      原子炉圧力容器（炉心支持構造物を含む。）については、重大事故に至るおそれのある事故時において、重大事故等対処設備としてその健全性を確保できる設計とする。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、原子炉冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>5.1.2.2 設計方針</p> <p>5.1.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      原子炉圧力容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.20 1次冷却設備</p> <p>5. 原子炉冷却設備</p> <p>5.1 1次冷却設備</p> <p>5.1.2 重大事故等時</p> <p>5.1.2.1 概要                      1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器（炉心支持構造物を含む）、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>また、炉心支持構造物については、重大事故に至るおそれのある事故時において、1次冷却材の流路が確保されるよう、炉心形状を維持する設計とする。</p> <p>5.1.2.2 設計方針</p> <p>5.1.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      流路として使用する蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管等から構成される1次冷却設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載表現の相違                      ・設置変更許可申請書における章名称の相違</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・女川審査実績の反映                      記載方針の相違                      ・泊は炉心支持構造物をSA時流路を構成する設備として原子炉容器に含めて設計する（伊方と同様）</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・重大事故等時に1次冷却設備に求められる機能は流路としての機能であるため、大阪、伊方と同様の記載とする。</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・1次冷却設備の系統構成は、設計基準対象施設と同じであり、重大事故等対処設備としての機能を確立するために特別な操作は行わない。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.20.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設として淡水を流通するが、重大事故等時に海水を流通する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 43条まとめ資料より</p> <p>2.20.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>流路として使用する系統（蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管）は、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、蒸気発生器及び加圧器は、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>1次冷却材ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉容器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	<p>5.1.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉圧力容器は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備による原子炉圧力容器への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>5.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>原子炉圧力容器（重大事故等時）主要仕様を第5.1-4表に示す。</p> <p>5.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉圧力容器は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	<p>5.1.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、代替水源として海水を流通する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>5.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様を第5.1.8表に示す。</p> <p>5.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>流路として使用する系統（蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管）は、通常の系統構成により、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>蒸気発生器及び加圧器は、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>1次冷却材ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>原子炉容器は、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。</p> <p>蒸気発生器は、発電用原子炉の停止中に伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	<p>【女川・大阪】                  記載方針の相違                  ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を流通する可能性がある」との記載に統一した。（13条の基本方針との整合、他条文との整合。）</p> <p>【女川】                  運用の相違                  ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対処設備の対応手段として、水源を間断なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、「淡水を優先」という記載はしない。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 2.20-1 常設重大事故等対処設備仕様	第 5.1-4 表 原子炉圧力容器（重大事故等時）主要仕様	第 5.1.8 表 1次冷却設備（重大事故等時）の主要仕様	【女川】 プラント型式の相違 （以降同様） 【大阪】 記載方針の相違 設備兼用について明確化している。（以降同様）
(1) 蒸気発生器	兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉圧力容器（通常運転時等）	(1) 蒸気発生器 兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備（通常運転時等） ・1次冷却設備（重大事故等時） ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	
型式 たて置U字管式熱交換器型	型式 たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）	型式 たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）	
基数 4	基数 3	基数 3	
胴側最高使用圧力 8.17 MPa[gage]	最高使用圧力 8.62MPa[gage]	胴側最高使用圧力 7.48MPa[gage] 約 8.0MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）	【大阪】 記載方針の相違 重大事故等時における使用時の値を明確化した。（以降同様）
管側最高使用圧力 17.16 MPa[gage]	最高使用温度 302℃	胴側最高使用温度 291℃ 約 348℃（重大事故等時における使用時の値）	
1次冷却材流量 約15.0×10 <sup>3</sup> t/h	最高使用圧力 8.62MPa[gage]	管側最高使用圧力 17.16MPa[gage] 約 18.6MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）	
主蒸気運転圧力（定格出力時） 約6.03 MPa[gage]	最高使用温度 302℃	管側最高使用温度 343℃ 約 360℃（重大事故等時における使用時の値）	
主蒸気運転温度（定格出力時） 約277℃	材料 母材 JIS G 3120（圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）	1次冷却材流量 約15.1×10 <sup>6</sup> kg/h（1基当たり）	
蒸気発生量（定格出力時） 約1.69×10 <sup>3</sup> t/h	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	主蒸気運転圧力（定格出力時） 約5.75 MPa[gage]	
出口蒸気湿分 0.25 wt%以下	伝熱管本数 3,382本（1基当たり）	主蒸気運転温度（定格出力時） 約274℃	
伝熱面積 約4,870m <sup>2</sup> （1基当たり）	伝熱管外径 約22.2 mm	蒸気発生量（定格出力時） 約1,700 t/h（1基当たり）	
伝熱管本数 3,382本（1基当たり）	伝熱管厚さ 約1.3 mm	出口蒸気湿分 0.25 %以下	
伝熱管外径 約22.2 mm	胴部外径（上部） 約4.5 m	伝熱面積 約5,100m <sup>2</sup> （1基当たり）	
伝熱管厚さ 約1.3 mm	胴部外径（下部） 約3.4 m	伝熱管本数 3,386本（1基当たり）	
胴部外径（上部） 約4.5 m	全高 約21 m	伝熱管内径 約20 mm	
胴部外径（下部） 約3.4 m	材料 母材 JIS G 3120（圧力容器用調質型マンガン・モリブデン鋼及びマンガン・モリブデン・ニッケル鋼鋼板2種）及びJIS G 3204（圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品）	伝熱管厚さ 約1.3 mm	
全高 約21 m	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	胴部外径上部 約4.5 m	
材料 本体 低合金鋼板及び低合金鍛鋼	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	胴部外径下部 約3.5 m	
伝熱管 ニッケル・クロム・鉄合金	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	全高 約21 m	
管板肉盛り ニッケル・クロム・鉄合金	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	材料 本体 低合金鋼	
水室肉盛り ステンレス鋼	材料 内張 ステンレス鋼及び高ニッケル合金	伝熱管 ニッケル・クロム・鉄合金	
		管板肉盛り ニッケル・クロム・鉄合金	
		水室肉盛り ステンレス鋼	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <p>型式 たて置斜流型</p> <p>台数 4</p> <p>容量 約20,100m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</p> <p>揚程 約84m</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343℃</p> <p>主要寸法</p> <p>全高 約7.9m</p> <p>ケーシング外径 約1.8m</p> <p>材料 ステンレス鋳鋼</p> <p>電動機</p> <p>型式 三相誘導電動機</p> <p>電圧 6,600V</p> <p>出力 約4,500kW (1台当たり)</p> <p>回転数 約1,190rpm</p>		<p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却設備 (通常運転時等)</li> <li>・ 1次冷却設備 (重大事故等時)</li> </ul> <p>型式 たて置斜流形</p> <p>台数 3</p> <p>容量 約20,200m<sup>3</sup>/h (1台当たり)</p> <p>揚程 約80m</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343℃</p> <p>主要寸法</p> <p>全高 約8.0m</p> <p>ケーシング外径 約2.4m</p> <p>材料 ステンレス鋼</p> <p>電動機</p> <p>型式 三相誘導電動機</p> <p>電圧 6,600V</p> <p>出力 約4,600kW (1台当たり)</p> <p>回転数 約1,500rpm</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 原子炉容器</p> <p>型式 たて置円筒上下半球鏡容器型</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343℃</p> <p>運転圧力 約15.4MPa [gage]</p> <p>原子炉容器入口 1次冷却材温度 約289℃ (定格出力時)</p> <p>原子炉容器出口 1次冷却材温度 約325℃ (定格出力時)</p> <p>主要寸法</p> <p>内径 約4.39m</p> <p>全高(内のり) 約12.9m</p> <p>最小肉厚 約135mm (下部半球鏡部)</p> <p>材料</p> <p>母材 低合金鋼板及び低合金鍛鋼 (JIS G 3120 相当品及び JIS G 3204 相当品)</p> <p>肉盛り スタッド ステンレス鋼</p> <p>低合金高張力鋼</p> <p>推定中性子照射量 (E&gt;1MeV) 原子炉容器内部から1/4板厚の位置において 約<math>2 \times 10^{19}</math> n/cm<sup>2</sup> (40定格負荷相当年時点)</p> <p>NDT 温度初期 (計画値) -12℃以下</p> <p>加熱・冷却率 55℃/h 以下</p>		<p>(3) 原子炉容器</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次冷却設備 (通常運転時等)</li> <li>・ 1次冷却設備 (重大事故等時)</li> </ul> <p>型式 たて置円筒上下半球鏡容器形</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage] 約18.6MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>最高使用温度 343℃ 約360℃ (重大事故等時における使用時の値)</p> <p>運転圧力 約15.4MPa [gage]</p> <p>原子炉容器入口 1次冷却材温度 約288℃ (定格出力時)</p> <p>原子炉容器出口 1次冷却材温度 約325℃ (定格出力時)</p> <p>主要寸法</p> <p>内径 約4.0m</p> <p>全高(内のり) 約12m</p> <p>最小肉厚 約130mm (下部半球鏡部)</p> <p>材料</p> <p>母材 低合金鋼 (JIS G 3120 相当品及び JIS G 3204 相当品)</p> <p>肉盛り スタッドボルト ステンレス鋼</p> <p>低合金高張力鋼</p> <p>推定中性子照射量 (E&gt;1MeV) 原子炉容器内部から1/4板厚の位置において 約<math>5 \times 10^{19}</math> n/cm<sup>2</sup> (40定格負荷相当年時点)</p> <p>関連温度</p> <p>初期 (計画値) -12℃以下</p> <p>加熱率及び冷却率 55℃/h 以下</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 加圧器</p> <p>型式 たて置円筒上下半球鏡容器型                      基数 1                      容量 約51m<sup>3</sup>                      最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 360℃                      外径 約2.4m                      全高 約15.9m                      材料 低合金鋼板                      母材 ステンレス鋼                      肉盛り</p>		<p>(4) 加圧器                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・1次冷却設備（通常運転時等）                      ・1次冷却設備（重大事故等時）</p> <p>型式 たて置円筒上下半球鏡容器形                      基数 1                      容量 約40m<sup>3</sup>                      最高使用圧力 17.16MPa [gage]                      約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 360℃                      外径 約2.4m                      全高 約13m                      材料 低合金鋼                      母材 ステンレス鋼                      肉盛り</p>	
<p>(5) 1次冷却材管</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 343℃</p> <p>管内径                      低温側 約700mm                      高温側 約740mm                      蒸気発生器～ポンプ間 約790mm</p> <p>管厚                      低温側 約69mm                      高温側 約73mm                      蒸気発生器～ポンプ間 約78mm</p> <p>材料 ステンレス鋼</p>		<p>(5) 1次冷却材管                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・1次冷却設備（通常運転時等）                      ・1次冷却設備（重大事故等時）</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]                      約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 343℃                      約360℃（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>管内径                      低温側 約0.70m                      高温側 約0.74m                      蒸気発生器                      ～1次冷却材ポンプ間 約0.79m</p> <p>管厚                      低温側 約69mm                      高温側 約73mm                      蒸気発生器                      ～1次冷却材ポンプ間 約78mm</p> <p>材料 ステンレス鋼</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 加圧器サージ管</p> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]</p> <p>最高使用温度 360℃</p> <p>管内径 約280mm</p> <p>管厚 約36mm</p> <p>材料 ステンレス鋼</p>		<p>(6) 加圧器サージ管</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次冷却設備（通常運転時等）</li> <li>・1次冷却設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>最高使用圧力 17.16MPa [gage]  <span style="color: blue;">約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）</span></p> <p>最高使用温度 360℃</p> <p>管内径 約0.28m</p> <p>管厚 約36mm</p> <p>材料 ステンレス鋼</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 1次冷却設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.20 原子炉圧力容器【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.20 原子炉圧力容器</p> <p>3.20.1 設備概要</p> <p>3.20.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉圧力容器</p> <p>3.20.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.20 1次冷却設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.20 1次冷却設備</p> <p>2.20.1 設備概要</p> <p>2.20.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蒸気発生器</p> <p>(2) 1次冷却材ポンプ</p> <p>(3) 原子炉容器</p> <p>(4) 加圧器</p> <p>(5) 1次冷却材管</p> <p>(6) 加圧器サージ管</p> <p>2.20.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した)</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB2-9 r.5.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
比較表

### 2.21 原子炉格納施設

令和5年5月  
北海道電力株式会社

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし c. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし c. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
<b>2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>			
2-1) 編集上の差異			
なし			
<b>2-2) その他 3連比較表の作成方針</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。</li> <li>女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。</li> </ul>			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 原子炉格納施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.21 原子炉格納施設</p> <p>2.21.1 概要                      原子炉格納容器は、重大事故等時において設計圧力及び設計温度を超えることが想定されるが、その機能が損なわれることのないよう、原子炉格納容器限界圧力及び限界温度までに至らない設計とする。</p> <p>2.21.1.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。                      原子炉格納容器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.21.2 環境条件等                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。                      原子炉格納容器は、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉格納容器は、屋外に設置し、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。                      また、重大事故等における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器は、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉</p>	<p>3.21 原子炉格納容器</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>9.1 原子炉格納施設</p> <p>9.1.2 重大事故等時</p> <p>9.1.2.1 原子炉格納容器</p> <p>9.1.2.1.1 概要                      原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。                      また、原子炉格納容器内に設置される真空破壊装置は、想定される重大事故等時において、ドライウェル圧力がサブプレッションチェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッションチェンバのプール水のドライウェルへの逆流及びドライウェルの破損を防止できる設計とする。</p> <p>9.1.2.1.2 設計方針</p> <p>9.1.2.1.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>9.1.2.1.2.2 環境条件等                      基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。                      原子炉格納容器は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>2.21 原子炉格納施設</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>9.1 原子炉格納容器、外部遮へい及びアニュラス部</p> <p>9.1.2 重大事故等時</p> <p>9.1.2.1 概要                      原子炉格納容器は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設としての最高使用圧力及び最高使用温度を超える可能性があるが、設計基準対象施設としての最高使用圧力の2倍の圧力及び200℃の温度以下で閉じ込め機能を損なわない設計とする。</p> <p>9.1.2.2 設計方針</p> <p>9.1.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      原子炉格納容器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>9.1.2.2.2 環境条件等                      基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。                      原子炉格納容器は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、原子炉格納容器は、想定される重大事故等時における原子炉格納容器の閉じ込め機能を損なわないよう、原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載表現の相違                      ・設置変更許可申請書の章構成の相違</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】                      プラント型式の相違</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・女川審査実績の反映</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・原子炉格納容器が閉じ込め機能を確保するための系統構成はDB時と同じであり、特別な操作は行わない。                      （女川と同様）</p> <p>【女川】                      プラント型式の相違                      ・（原子炉格納容器は屋外に設置」の記載は伊方と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 原子炉格納施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器は、代替水源として淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設として淡水を通水するが、重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対応設備は、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>伊方3号炉 43条まとめ資料より</p> <p>2.21.3 試験・検査                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。                      原子炉格納容器は、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの確認が可能な設計とする。</p>	<p>重大事故等対応設備による原子炉圧力容器への注水、ドライウェル内及びサブプレッションチェンバ内へのスプレイ並びに原子炉格納容器下部への注水は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>9.1.2.1.3 主要設備及び仕様                      原子炉格納容器（重大事故等時）の主要仕様は第9.1-5表に示す。</p> <p>9.1.2.1.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p>	<p>原子炉格納容器は、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>9.1.2.3 主要設備及び仕様                      原子炉格納施設（重大事故等時）の主要仕様を第9.1.2表に示す。</p> <p>9.1.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      原子炉格納容器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川・大阪】                      記載方針の相違                      ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通水する可能性がある」との記載に統一した。（43条の基本方針との整合。他条文との整合。）</p> <p>【女川】                      運用の相違                      ・女川は、重大事故等対応設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対応設備の対応手段として、水源を間断なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、「淡水を優先」という記載はしない。</p> <p>【女川】                      原子炉格納容器内を窒素置換するBWRとは相違するため、試験検査の記載順・記載内容は大阪と同様とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 原子炉格納施設

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表 2.21-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>型式 上部半球円筒型 (プレストレストコンクリート造) (底部鉄筋コンクリート造)</p> <p>基数 1</p> <p>最高使用圧力 0.39MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 144℃</p> <p>材料 本体 プレストレストコンクリート及び鉄筋 コンクリート ライナプレート 炭素鋼</p>	<p>第 9.1-5 表 原子炉格納容器（重大事故等時）主要仕様</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・一次格納施設</p> <p>形式 圧力抑制形</p> <p>最高使用圧力 427kPa[gage] 約854kPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 ドライウエル 171℃ サブプレッションチェンバ 104℃</p> <p>材料 JIS G 3118 相当（中・常温圧力容器用炭素鋼鋼板3種）及びJIS G 3115 相当（圧力容器用鋼板5種）</p>	<p>第 9.1.2 表 原子炉格納施設（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉格納施設（通常運転時等） ・原子炉格納施設（重大事故等時）</p> <p>型式 鋼製上部半球形下部さら形円筒形</p> <p>基数 1</p> <p>最高使用圧力 0.283MPa[gage] 約0.360MPa[gage]（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>最高使用温度 132℃ 約141℃（重大事故等時における使用時の値）</p> <p>材料 炭素鋼（JIS G 3118相当品）</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違 ・設備兼用について明確化している。</p> <p>【女川・大阪】 設備の相違 ・格納容器型式の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 重大事故等時における使用時の値を明確化した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 原子炉格納容器（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.21 原子炉格納容器【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.21 原子炉格納容器</p> <p>3.21.1 設備概要</p> <p>3.21.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>3.21.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.21 原子炉格納容器【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.21 原子炉格納容器</p> <p>2.21.1 設備概要</p> <p>2.21.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器</p> <p>2.21.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した)</li> </ul>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB3-9 r.5.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
比較表

### 2.22 燃料貯蔵設備

令和5年5月  
北海道電力株式会社

**比較結果等を取りまとめた資料**

**1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

**1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-3) バックフィット関連事項**

なし

**2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要**

**2-1) 編集上の差異**

なし

**2-2) その他 3連比較表の作成方針**

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 燃料貯蔵設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.22 燃料貯蔵設備</p> <p>2.22.1 概要                      燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。</p> <p>2.22.1.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      使用済燃料ピットは、通常時の系統構成を変えずに重大事故等時対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>3.22 燃料貯蔵設備</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.2 重大事故等時</p> <p>4.1.2.1 概要                      使用済燃料プールは、残留熱除去系（燃料プール水の冷却）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料貯蔵ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p>4.1.2.2 設計方針</p> <p>4.1.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      使用済燃料プールは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.22 燃料貯蔵設備</p> <p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料取扱設備及び貯蔵設備</p> <p>4.1.2 重大事故等時</p> <p>4.1.2.1 概要                      燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失又は使用済燃料ピットの注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料体等の貯蔵機能を確保する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が低下した場合及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合に、臨界にならないよう配慮した使用済燃料ラックの形状により臨界を防止できる設計とする。</p> <p>4.1.2.2 設計方針</p> <p>4.1.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      使用済燃料ピットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】                      記載表現の相違                      ・設置変更許可申請書における章名称の相違</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・大阪と同様に、機能喪失の記載は54条における記載と整合を図る記載とした。</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・臨界の防止は、大量の水の漏えい時のみならず、冷却・注水機能の喪失時にも、54条要求として求められていることから、女川同様の記載とした。</p> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・使用済燃料ピットは貯蔵機能の確保、臨界の防止のために特別な操作は行わない。                      （女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 燃料貯蔵設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.22.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>2.22.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えい等の確認が可能な設計とする。</p>	<p>4.1.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料プールは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水及びスプレイは、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>4.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様を第4.1-2表に示す。</p> <p>4.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料プールは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p>	<p>4.1.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料取扱棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、代替水源として海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>4.1.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>燃料取扱設備及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様を第4.1.2表に示す。</p> <p>4.1.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>使用済燃料ピットは、外観の確認が可能な設計とする。また、漏えいの有無等の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川・大阪】                  記載方針の相違                  ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通水する可能性がある」との記載に統一した。（13条の基本方針との整合、他条文との整合。）</p> <p>【女川】                  運用の相違                  ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊3号炉は重大事故等対処設備の対応手段として、水源を間断なく使用する必要がある場合には、海水を優先使用するため、「淡水を優先」という記載はしない。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 燃料貯蔵設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.22-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>基数 1</p> <p>ラック容量 燃料集合体約2,130体分 (全炉心燃料の約1,100%相当分、1号、2号及び3号炉共用)</p> <p>ラック材料 ステンレス鋼 (全炉心燃料の約500%相当分、1号、2号及び3号炉共用)                      ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼<sup>(2)</sup> (全炉心燃料の約600%相当分、1号、2号及び3号炉共用)</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(4号炉)</p> <p>3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉に同じ。</p>	<p>第4.1-2表 燃料取扱及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。                      ・燃料取扱及び貯蔵設備（通常運転時等）</p> <p>種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）</p> <p>貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分</p>	<p>第4.1.2表 燃料取扱設備及び貯蔵設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。                      ・燃料取扱設備及び貯蔵設備（通常運転時等）                      ・燃料取扱設備及び貯蔵設備（重大事故等時）</p> <p>基数 2</p> <p>貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分</p> <p>ラック材料 ボロン添加(0.95~1.05wt%)ステンレス鋼<sup>(2)</sup></p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p>	<p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・設備兼用について明確化している。</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・既設置許可記載内容の相違</p> <p>(泊記載内容の補足)                      ・泊のラック材料における“(3)”の記載は、既設置許可の主要仕様に記載があり、参考文献「(3) モリブデンを含有するボロン点火ステンレス鋼の材料特性」を引用する記載であり、重大事故等時の主要仕様としても同様の文献を引用するための記載である。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 燃料貯蔵設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.22 燃料貯蔵設備【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.22 燃料貯蔵設備</p> <p>3.22.1 設備概要</p> <p>3.22.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料プール</p> <p>3.22.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.22 燃料貯蔵設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.22 燃料貯蔵設備</p> <p>2.22.1 設備概要</p> <p>2.22.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 使用済燃料ピット</p> <p>2.22.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した)</li> </ul>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SADB4-9 r.5.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

#### 2.23 非常用取水設備

令和5年5月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

**比較結果等を取りまとめた資料**

**1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

**1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-3) バックフィット関連事項**

なし

**2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要**

**2-1) 編集上の差異**

なし

**2-2) その他 3連比較表の作成方針**

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 非常用取水設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.23 非常用取水設備</p> <p>2.23.1 概要                      非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>2.23.1.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。                      貯水堰及び海水ポンプ室は、通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.23.1.2 共用の禁止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。                      非常用取水設備である貯水堰は、共用により自号炉だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の海水取水箇所も使用することで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。                      この設備は容量に制限がなく3号炉及び4号炉に必要な取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさないよう、引き波時においても貯水堰により3号炉及び4号炉に必要な海水を確保する設計とする。</p>	<p>3.23 非常用取水設備                      10 その他発電用原子炉の附属施設                      10.8 非常用取水設備                      10.8.2 重大事故等時</p> <p>10.8.2.1 概要                      非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>10.8.2.2 設計方針                      10.8.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.23 非常用取水設備                      10. その他発電用原子炉の附属施設                      10.8 非常用取水設備                      10.8.2 重大事故等時</p> <p>10.8.2.1 概要                      非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>10.8.2.2 設計方針                      10.8.2.2.1 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】                      設計方針の相違                      ・泊のSA設備は、今回申請においては他号炉と共用しない。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 非常用取水設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.23.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、鉄筋コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>2.23.3 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯水堰については、機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>貯水堰及び海水ポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>海水ポンプ室は、非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p>	<p>10.8.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>海水貯留堰は、鋼製構造物であり、海水中に設置するため、防食等により腐食を防止する設計とする。</p> <p>柏崎刈羽6/7号炉</p> <p>10.8.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第10.8-2表に示す。</p> <p>10.8.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.8.2.2.2 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、想定される重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>貯留堰は、鋼製構造物であり、海水中に設置するため、防食等により腐食を防止する設計とする。</p> <p>取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、鉄筋コンクリート構造物であり、常時海水を通水するため、腐食を考慮して鉄筋に対して十分なかぶり厚さを確保する設計とする。</p> <p>10.8.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様を第10.8.1表に示す。</p> <p>10.8.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川・大阪】 記載内容の相違</p> <p>・泊の貯留堰は鋼管矢板式であるため記載内容が異なるが、柏崎刈羽と同様。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違</p> <p>・機能・性能の確認として構造が維持されている観点で外観の確認が可能な設計とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 非常用取水設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p>表 2.23-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 貯水堰（3号及び4号炉共用）                  （「津波に対する防護設備」及び「非常用取水設備」と兼用）</p> <table border="1" data-bbox="107 316 689 454"> <tr> <td>種類</td> <td>貯水堰</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1080m<sup>3</sup> 以上※1</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(2) 海水ポンプ室（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" data-bbox="107 778 492 869"> <tr> <td>種類</td> <td>取水槽</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1080m<sup>3</sup> 以上※1</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※1 引き波時に海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯水堰、海水ポンプ室で確保する水量の合計</p>	種類	貯水堰	材料	鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリート	容量	1080m <sup>3</sup> 以上※1	個数	1	種類	取水槽	材料	鉄筋コンクリート	容量	1080m <sup>3</sup> 以上※1	個数	1	<p>第 10.8-2 表 非常用取水設備（重大事故等時）の主要仕様</p> <p>(1) 貯留堰                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・浸水防護設備                  ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1" data-bbox="739 339 1153 430"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート堰</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約5,100m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>(2) 取水口                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1" data-bbox="739 547 1164 614"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(3) 取水路                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1" data-bbox="739 730 1164 798"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(4) 海水ポンプ室                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）</p> <table border="1" data-bbox="739 914 1187 981"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	種類	鉄筋コンクリート堰	材料	鉄筋コンクリート	容量	約5,100m <sup>3</sup>	個数	6	種類	鉄筋コンクリート函渠	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	種類	鉄筋コンクリート函渠	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	種類	鉄筋コンクリート取水槽	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	<p>第 10.8.1 表 非常用取水設備の主要仕様</p> <p>(1) 貯留堰                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・浸水防護設備                  ・非常用取水設備（通常運転時等）                  ・非常用取水設備（重大事故等時）</p> <table border="1" data-bbox="1370 339 1785 430"> <tr> <td>種類</td> <td>貯留堰（鋼管矢板式）</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鋼管矢板</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>***m<sup>3</sup> ※1（追而）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(2) 取水口                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）                  ・非常用取水設備（重大事故等時）</p> <table border="1" data-bbox="1370 547 1758 614"> <tr> <td>種類</td> <td>護岸コンクリート</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(3) 取水路                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）                  ・非常用取水設備（重大事故等時）</p> <table border="1" data-bbox="1370 730 1796 798"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート函渠</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(4) 取水ピットスクリーン室                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）                  ・非常用取水設備（重大事故等時）</p> <table border="1" data-bbox="1370 914 1818 981"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(5) 取水ピットポンプ室                  兼用する設備は以下のとおり。                  ・非常用取水設備（通常運転時等）                  ・非常用取水設備（重大事故等時）</p> <table border="1" data-bbox="1370 1106 1818 1173"> <tr> <td>種類</td> <td>鉄筋コンクリート取水槽</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※1 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室で確保する水量の合計</p>	種類	貯留堰（鋼管矢板式）	材料	鋼管矢板	容量	***m <sup>3</sup> ※1（追而）	個数	1	種類	護岸コンクリート	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	種類	鉄筋コンクリート函渠	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	種類	鉄筋コンクリート取水槽	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	種類	鉄筋コンクリート取水槽	材料	鉄筋コンクリート	個数	1	<p>記載方針の相違                  設備兼用について明確化している。(以降同様)</p>
種類	貯水堰																																																																												
材料	鋼管杭、コンクリート、鉄筋コンクリート																																																																												
容量	1080m <sup>3</sup> 以上※1																																																																												
個数	1																																																																												
種類	取水槽																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
容量	1080m <sup>3</sup> 以上※1																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート堰																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
容量	約5,100m <sup>3</sup>																																																																												
個数	6																																																																												
種類	鉄筋コンクリート函渠																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート函渠																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート取水槽																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	貯留堰（鋼管矢板式）																																																																												
材料	鋼管矢板																																																																												
容量	***m <sup>3</sup> ※1（追而）																																																																												
個数	1																																																																												
種類	護岸コンクリート																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート函渠																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート取水槽																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												
種類	鉄筋コンクリート取水槽																																																																												
材料	鉄筋コンクリート																																																																												
個数	1																																																																												



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 非常用取水設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="134 212 620 710" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="295 719 495 738" style="text-align: center;">                     第10.9.1図 非常用取水設備概要図                 </div> <div data-bbox="152 754 613 778" style="border: 1px solid black; text-align: center; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません                 </div> <div data-bbox="360 997 405 1016" style="text-align: center; margin-top: 200px;">                     他4-6                 </div>			<div data-bbox="1973 172 2159 486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【大阪】                      記載方針の相違                      ・非常用取水設備の概略図はDB5条（非常用取水設備（通常運転時等））と同じであり、重大事故等時でも変わらないことから、非常用取水設備（重大事故等時）のまとめ資料としては添付していない。（女川と同様）</p> </div>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 非常用取水設備（添付資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.23 非常用取水設備【その他】</p> <p>&lt; 添付資料 目次 &gt;</p> <p>3.23 非常用取水設備</p> <p>3.23.1 設備概要</p> <p>3.23.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 貯留堰</p> <p>(2) 取水口</p> <p>(3) 取水路</p> <p>(4) 海水ポンプ室</p> <p>3.23.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>2.23 非常用取水設備【その他】</p> <p>&lt;添付資料 目次&gt;</p> <p>2.23 非常用取水設備</p> <p>2.23.1 設備概要</p> <p>2.23.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 貯留堰</p> <p>(2) 取水口</p> <p>(3) 取水路</p> <p>(4) 取水ビットスクリーン室</p> <p>(5) 取水ビットポンプ室</p> <p>2.23.3 設置許可基準規則第43条への適合状況</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した)</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAFU-9 r.5.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
比較表

### 2.24 補機駆動用燃料設備

令和5年5月  
北海道電力株式会社

**比較結果等を取りまとめた資料**

**1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

**1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- c. 当社が自主的に変更したもの : なし

**1-3) バックフィット関連事項**

なし

**2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要**

**2-1) 編集上の差異**

なし

**2-2) その他 3連比較表の作成方針**

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 補機駆動用燃料設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉	相違理由
<p>2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>2.24.1 概要                      重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油ドラム缶、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを設ける。燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備」にて記載する。</p> <p>2.24.1.1 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      軽油ドラム缶は、軽油の使用先である送水車の代替する機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計とする。</p> <p>2.24.1.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。                      軽油ドラム缶は、固縛することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.24.1.3 容量等                      基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。                      軽油ドラム缶は、送水車の燃料の消費量に対して必要な容量を有する設計とし、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップを考慮した数量を保管する。</p> <p>2.24.1.4 環境条件等                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。                      軽油ドラム缶は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>2.24.1.5 操作性の確保                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      軽油ドラム缶は、一般的に使用される工具を用いて送水車へ確実に燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>【SA57条のまとめ資料より】</p> <p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要                      重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーを設ける。軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要                      重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備としてディーゼル発電機燃料油貯槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを設ける。                      ディーゼル発電機燃料油貯槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【女川・大阪】                      設計等の相違                      ・燃料給油方法として、クレーンによる直接汲み上げ、D/G燃料油移送ポンプを介した汲み上げの2つの対応手段を整備（57条に詳細記載あり）                      設備名称の相違</p> <p>【大阪】                      設備の相違                      ・大阪は、送水車用の燃料として軽油ドラム缶を確保しており、軽油ドラム缶は電源設備の燃料には使用しない。そのため、軽油ドラム缶を補機駆動用燃料設備として記載しているが、泊は可搬型大型送水ポンプ車等の燃料はディーゼル発電機燃料油貯槽及び燃料タンク（SA）で確保しており、「10.2 代替電源設備」にて記載している設備と同一であるため、「10.2 代替電源設備」にて記載している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 補機駆動用燃料設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉	相違理由
<p>2.24.1.6 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      軽油ドラム缶は、外観及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

その他の設備 補機駆動用燃料設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉	相違理由
<p>表 2.24-1 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 円筒形容器</p> <p>個数 105（予備1）</p> <p>容量 約200（1個当たり）</p>			